建築家の職能

五十嵐 昇

- ・地方建築家からの展望
- ・建築家のプロフェッションは成立するか

目次

- 1.1.はじめに
 - 2.日本の建築設計事務所と団体
 - 3. 設計事務所
 - 4. 日本建築士会の創立
- 2.1.建築家職能運動の歴史
 - 2. 主として団体活動
- 3.1.建築基準法・建築士法制定の前後
 - 2. できるまでとできてから
- 4.1.建築家職能の危機
 - 2. 再び団体の問題
 - 3. 職能制定運動始まる
 - 4. 鹿島論争
 - 5. 公取問題
- 5. 日本建築設計監理協会連合会の設立
- 6. 新日本建築家協会の設立まで
- 7. もう一度建築設計監理業務法の立法趣旨並びに要点

1.1.はじめに

建築家の職能運動は、明治以来長期にわたって展開されてきましたが、ここ数年 団体が再編成したばかりなのと、現行の建築士法が定着したとは思えないが、建設省あるいは他団体からの問題提起もなく、一服状態が続いているように見えます。

長年に展開されてきた職能運動の歴史を主にして、設計界が遭遇した諸問題も多々ありましたので、先輩の足跡と、設計界の歴史を展望し、反省もしながら、又知られていないことも多少ありますので、率直に述べ、今後の活動の資になれば幸甚と思い執筆することとしました。

1.2.日本の建築設計事務所と団体

設計事務所を我が国で最初に開設したのは、明治19年辰野金吾氏による辰野建築事務所でしたが、懇望されて再度工科大学(現東大)に戻られ、まもなく事務所を閉鎖することになるが、明治35年退官して、翌年辰野・葛西建築事務所を開設した。その間、明治21年にコンドル氏が事務所を設立した。しかし、明治20年には滝大吉氏が陸軍建築局を退職し、プライベートアーキテクトの業務に従事したと、建築雑誌No.9(明治20年9月号)に掲載されているが、滝氏がはっきりと事務所を大阪市西区江戸堀南通3-104に設立したとあるのは明治23年であると、建築雑誌No.42に掲載され、同じ頃同氏は滝大吉夜学校をも開設したと記録されている。明治24年滝氏は東京に転居して再び陸軍省へ奉職したとある。

又、明治20年代には河合浩蔵氏、山口半六氏、伊藤為吉氏はそれぞれ建築事務所を開設しているが、記録がないので詳細は不明である。

明治23年工科大学造家学科(現東大)を卒業した横河民輔氏は、日本橋鉄砲町に建築 事務所を開設して、建築工事の設計監督業務を営むとあり、明治25年までに農商務省の 仕事や明治座(久松座)の仕事に従事後、三井元方に就職、明治36年再び横河工務所を 開設するまで三井にあった。

遠藤於莬氏は明治27年同じく工科大学を卒業すると直ちに、横浜市山下町に建築事務所を開設し盛んに設計活動を行うかたわら、神奈川県技師に就任兼務したが、昭和18年彼が亡くなるまで一貫して建築事務所を経営し続けたことは、いろんな意味で特筆される。

明治38年には、辰野葛西建築事務所が大阪に辰野片岡建築事務所を設立、明治41年には三菱を退社した曽禰氏と中條氏が曽禰中條建築事務所を設立されたように、本格的な民間建築事務所が多く設立されるようになり、1914年(大正3年)には、全国建築士会が創立されたのである。

大正5年に発行された会員名簿はと次の諸氏である。

正会員(22名)津田弘道、眞水英夫、野村一郎、片岡安、長野宇平治、木子七郎、宋兵蔵、辰野金吾、葛西万司、福井房一、吉武長一、酒井祐之助、中條精一郎、古橋柳太郎、設樂貞雄、松田亥作、池田稔、保岡勝也、曽禰達蔵、遠藤於莬、新家孝正

客員(12名)岡田信一郎、日高胖、鈴木禎次、武田五一、関野貞、滋賀重列、塚本靖、 前田松韻、伊東忠太、佐野利器、古宇田実、福島克己

1.3.日本建築士会の設立

建築家組織は、1886年(明治19年) 1879年に設立された工学会より分科し

て造家学会が設立されたのが最初です。造家学会は、1897年(明治30年)建築学会と改称して今日に続いています。当時の建築学会は研究団体と職能団体の要素を兼ねた我が国唯一の建築団体として発足し、1908年(明治41年)には建築技師報酬規定を公表したが、1914年(大正3年)全国建築士会が設立されたので、1918年同規定を廃止した。参考にこの規定を掲載しますが、我が国最初のこの規定は詳細なもので、近代のものと比較してみてください。

全国建築士会が1915年(大正4年)に日本建築士会と改称し、1928年(昭和3年)社団法人日本建築士会に改組し、戦争中種々な変遷があったが、歴史的には、社団法人日本建築家協会の前進団体であります。

建築技師報酬規定

1908年 建築学会

本年一月の通常総会に於て可決したる建築技師報酬規定の修正を了したり其規定左の 如し。

建築技師報酬規定

- 第一条 建築学会は建築技師報酬の標準を左の如く規定す
- 第二条 本規定の建築技師とは建築学会正員若くは之と同等以上の資格あるものを謂ふ
- 第三条 建築技師は依頼者に対して左の業務を担当す
 - (一)略設計 本設計に必要なる平面図、立面図、断面図、略仕様書、概算書等の作成
 - (二)本設計 予算作成に充分なる平面図、立面図、断面図、詳細図及仕様書の作成
 - (三)予 算 数量明細書及予算書の作成
 - (四)監督 工事の監督、原寸図及請負契約書案の作成、支払に関する調査等
 - (五)前数号の外敷地の測量、監督官庁に対する手続、土地建物に関する協商、鑑定、 相談、評価等の依頼に応す
- 第四条 建築技師は工事の種類及工費額に応し左の報酬歩合表により其報酬を受くるものとす とす但第三条第五号に対しては別に相当の報酬を受くるものとす

左記歩合表は略設計、本設計、予算及び監督を同一建築技師に於て併せて担当 し工事を一式請負に付する場合に適用するものにして工事を直営若くは分業請負 に付する場合并に設計、予算、監督を二人以上にて分担する場合には其労務に相 当する報酬を受くるものとす

第一種建築報酬歩合表

住宅、商店、別荘、旅館、料理店、劇場 倶楽部、社寺の類

	工費に対	内訳			
工費	する百分				
	率	略設計	本設計	予 算	監督
率	10.00	1.00	4.20	0.60	4.20
5 千円	9.48	0.95	3.96	0.57	3.96
1万円	8.00	0.80	3.36	0.48	3.36
2 万円	6.83	0.68	2.87	0.41	2.87
3万円	6.27	0.63	2.63	0.38	2.63
4万円	5.90	0.59	2.48	0.35	2.48
5 万円	5.62	0.56	2.36	0.34	2.36
10 万円	4.96	0.50	2.08	0.30	2.08
20 万円	4.40	0.44	1.85	0.26	1.85
30 万円	4.12	0.41	1.73	0.25	1.73
40 万円	3.98	0.40	1.67	0.24	1.67
50 万円	3.85	0.39	1.62	0.23	1.62
100 万円	3.52	0.35	1.48	0.21	1.48
200 万円	3.29	0.33	1.38	0.20	1.38
300 万円	3.15	0.32	1.32	0.19	1.32
500 万円	3.02	0.30	1.27	0.18	1.27

1000万円	2.68	0.29	1.21	0.17	1.21
--------	------	------	------	------	------

第二種建築報酬步合表

学校、官衙、病院、博物館、図書館、銀行、会社の類

	工費に対	内訳			
工費	する百分				
	率	略設計	本設計	予 算	監督
率	10.00	1.00	4.30	0.50	4.20
5 千円	8.53	0.85	3.67	0.43	3.58
1 万円	7.20	0.72	3.09	0.36	3.03
2万円	6.16	0.62	2.64	0.31	2.59
3万円	5.62	0.56	2.42	0.28	2.36
4万円	5.32	0.53	2.29	0.27	2.23
5 万円	5.07	0.51	2.18	0.25	2.13
10 万円	4.47	0.45	1.92	0.22	1.88
20 万円	3.96	0.40	1.70	0.20	1.66
30 万円	3.72	0.37	1.60	0.19	1.56
40 万円	3.58	0.36	1.54	0.18	1.50
50 万円	3.47	0.35	1.49	0.17	1.46
100 万円	3.19	0.32	1.37	0.16	1.34
200 万円	2.96	0.30	1.27	0.15	1.24
300 万円	2.83	0.28	1.22	0.14	1.19
500 万円	2.72	0.27	1.17	0.14	1.14
1000万円	2.59	0.26	1.11	0.13	1.09

第三種建築報酬歩合表

倉庫、工場、臨時的建物の類

	工費に対				
工費	する百分	略設計	本設計	予算	監督
率	10.00	0.70	4.50	0.30	4.50
5 千円	4.73	0.33	2.13	0.14	2.13
1万円	4.00	0.28	1.80	0.12	1.80
2 万円	3.42	0.24	1.54	0.10	1.54
3万円	3.13	0.22	1.41	0.09	1.41
4 万円	2.94	0.21	1.32	0.09	1.32
5 万円	2.82	0.20	1.27	0.08	1.27
10 万円	2.46	0.17	1.11	0.07	1.11
20 万円	2.20	0.15	0.99	0.07	0.99
30 万円	2.06	0.14	0.93	0.06	0.93

40 万円	1.98	0.14	0.89	0.06	0.89
50 万円	1.93	0.13	0.87	0.06	0.87
100 万円	1.75	0.12	0.79	0.05	0.79
200 万円	1.64	0.11	0.74	0.05	0.74
300 万円	1.58	0.11	0.71	0.05	0.71
500 万円	1.52	0.11	0.68	0.05	0.68
1000 万円	1.44	0.10	0.65	0.04	0.65

第四種建築報酬歩合表

記念建設物、噴水、室内及一般装飾、家具、築庭の類

	工費に対	内訳			
工費	する百分				
	率	略設計	本設計	予 算	監督
率	10.00	3.00	3.00	1.00	3.00
5 千円	14.20	4.26	4.26	1.42	4.26
1万円	12.00	3.60	3.60	1.20	3.60
2 万円	10.26	3.08	3.08	1.02	3.08
3万円	9.40	2.82	2.82	0.94	2.82
4万円	8.83	2.65	2.65	0.88	2.65
5 万円	8.43	2.53	2.53	0.84	2.53
10 万円	7.43	2.23	2.23	0.74	2.23
20 万円	6.60	1.98	1.98	0.66	1.98
30 万円	6.20	1.86	1.86	0.62	1.86
40 万円	5.93	1.78	1.78	0.59	1.78
50 万円	5.77	1.73	1.73	0.58	1.73
100 万円	5.30	1.59	1.59	0.53	1.59
200 万円	4.93	1.48	1.48	0.49	1.48
300 万円	4.73	1.42	1.42	0.47	1.42
500 万円	4.50	1.35	1.35	0.45	1.35
1000万円	4.30	1.29	1.29	0.43	1.29

但本表は土地其他の事情に応し定率を増減することあるべし

第五条 建築技師の報酬は左の時期に分割して之を受領するものとす但工費確定前に受取 るべき部分は事務の程度に従ひ工費概算又予算によりて之を受領し其確定の上之 を精算す

- (一)略設計を提供したるとき
- (二)本設計を提供したるとき
- (三)予算を提供したるとき
- (四)監督に対する報酬は随時

依頼者が事業を中止又は廃止したるときと雖猶相当の報酬を申受くるものとす

- 第六条 建築技師は略設計出来後依頼者の要求に由り其変更をなすこと三回以上に及ふと きは之に対して別の報酬を受くることあるべし
- 第七条 工事監督上現場係員を要する場合には建築技師之を選定す其給料及諸入費は依頼 者の負担とす但 現場係員の進退は建築技師に一任するものとす
- 第八条 建築技師は同一の図面仕様書及其他の書類を以て同時に数多の建築を担当する場合には其一に対し報酬歩合表の通り之か報酬を受領し其余に対しては相当の減額をなすものとす
- 第九条 建築技師其担当事項に関し特別の調査を要する場合には之に対する相当の報酬を 受くるものとす
- 第十一条 建築技師其担当事項に関し出張する場合には相当の旅費及日当を受くるものと す
- 第十二条 建築技師は左の図面及書類を依頼者に提供するものとす
 - 一 設計図 三部以内
 - 一 仕様書 三部以内
 - 一 数量明細書 三部以内
 - 一 予算書 一部

若し依頼者の所要前項の部数に越ゆるときは其超過の部数に応して相当の複製料を申受くるべし

第十三条 前条の図面仕様書及其他の書類の著作権は建築技師に専属す

2. 建築家職能運動の歴史

1914年(大正3年)辰野金吾、長野宇平治、曽禰達蔵、中條精一郎(敬称略)ら12名諸氏が発起人となって全国建築士会が創立されました。欧米では1791年RIBA(イギリス)が設立され、次に1857年AIA(アメリカ)、1913年BDA(ドイツ)、1940年ODA(フランス)それぞれ設立されて、長期に職能運動が進められています。

1915年(大正4年)全国建築士会は名称を日本建築士会に改め1917年(大正6年)「建築士の業務報酬規定」「建築士徳義規約」が制定されています。1925年(大正14年)建築士法制定に関する建議案を建築学会など5団体に協力を求めて、衆議院に初めて提出した。

日本建築学会では大正14年日本建築士会の「建築士法案」について当時「時局に関する特別委員会」を構成し、はかって意見を徴した処12名の委員のうち9名が同法案に対して反対をとなえた。そのうち内田祥三氏と佐野利器氏は積極的反対であった。特に両氏は元来建築工学者であり学会の中でも「構造アカエミズム派」とも云うグループを形成し、日本建築士会設立の頃から彼らが学会の主導権を握るようになり、学会は急速に工業化の傾向を強めていたと云われています。従って「建築士法案」に対する反応もいたって冷淡であった。1929年(昭和4年)建築学会は、建築士法案を「建築設計監督士法」案に変更することを条件に、この法案を支持することを表明した。建築学会が「建築設計監督士」の名称にした意図について考えると、それは日本建築士会の運動を建築界の片隅に押しやろうとするところがあったと云われています。

日本建築士会が行ったアンケートに対する回答の中にも建築設計者のみに偏った、建築士法に対する強い反発があった、偏ったものには「建築士」という称号はあげられない、「建築設計監督士」にしなさい、と云うわけである。

第56議会(昭和4年)で衆議院を通過したが貴族院で期限切れ、「建築設計監督士」と変更して再び第59議会に提出した。が審議未了で閉会。一応建築学会に従ったとはいうものの、日本建築士会の中にはそれに反発する空気も根強かった。「建築設計監督士法」案に変更しても建築学会が一向に積極的な姿勢を示さないのに嫌気がさしたのか、1933年(昭和8年)提出の法案では再び「建築士法」案に戻している。

*この項 山本正紀著「建築家と職能」清文社刊 による。

以後昭和15年まで続けて提出され、衆議院では数回通過したが貴族院で可決に至らず 敗戦を迎えた。

経過は次の通りであった。

- 1928年(昭和3年)日本建築士会は社団法人の認可を受けた。
- 1929年(昭和4年)建築士法案は第56回衆議院本会議で貴族院に回されたが閉会により成立しなかった。
- 1931年(昭和6年)1934年(昭和9年)再々度衆議院を通過するが、貴族院での 審議に及ばず閉会。
- 1938年(昭和13年)1940年(昭和15年)共衆議院を通過するが、貴族院において会期終了にて審議未了。

大正14年以後委員会付託を含めて議会提出12回に及んだが、議会の閉会などによりい

づれも審議未了戦前の建築士法制定運動はここに終了を余儀なくされた。そして、戦争に 突入したため、1941年(昭和16年)日本建築士公用団なるものが結成された。たぶ ん察するに軍の命令によるものであらう。このころについては詳細な記録がない。

1944年(昭和19年)戦時統制組合法によって日本建築設計監理統制組合が発足した。

1945年(昭和20年)戦争終結を向かえ、同年政府は戦災復興院を設置した。

1947年(昭和22年)日本建築設計監理統制組合は、日本建築設計監理協会に改組された。1948年(昭和23年)日本建築士会と日本建築設計監理協会は協同で「建築設計監理業務規程」を制定した。同年建設省が設置された。1949年(昭和24年)日本建築士会創立35周年記念式典が開催された。同年建築技術者の資格制度調査に関する四会連合委員会の成案に基づき建築士法制度に関する建議書を学会長名にて、総理大臣、建設大臣宛に提出した。

同年建設業法公布。1950年(昭和25年)建築基準法、建築士法が公布された。建築士法は、当時衆議院建設委員会代表の田中角栄氏提案による議員立法であった。1952年(昭和27年)建築士法制定に伴い、日本建築士会は解散し、代わって士法に基づく日本建築士会連合会が発足して、各府県単位の建築士会も設立された。

建築家の職能団体としては、日本建築設計監理協会のみとなったので、旧日本建築士会の会員の殆どが同設計監理協会の会員となり、同年同協会は社団法人となり、関西支部も 結成された。

1953年(昭和28年)東海支部設立、1955年(昭和30年)UIAに加盟し翌年UIA加盟を契機にして、国際的通念にあうよう。建築家個人の団体に改組。社団法人日本建築家協会となる。

1950年(昭和25年)士法制定の前段階即ち戦後の動きについて、日本建築学会刊による「近代日本建築学発達史」の中の一編に「日本における建築家の職能」の項に、その間の事情或いは知られていない背景などが記載されていますので若干再録することとします。

2. 建築基準法・建築士法制定の前後

建築士法は1950年(昭和25年)4月26日、建築基準法は5月2日に成立した。 この法案のアプローチは、おおよそ三つの方向からなされたようである。

一つは当時の日本建築士会によるものであり、一つは戦災復興院のお膳立てによって、 建築界の識者を集めて検討が行われた「建築法規調査委員会」における「建築法」案中の 建築士に関する規程を通じてのものであり、もう一つは日本建築学会を中心とする四会連 合の「建築技術者資格制度調査に関する四会連合委員会」における法案検討の三つの意見 によるアプローチであった。

当時の日本建築士会による法案は容易に想像できるので省略することとし、戦災復興院の「建築法規調査委員会」の経過についての記録を原文のまま掲載することとします。

「建築法規調査委員会」戦災復興院のアプローチ

「建築士法」に対する官庁側のアブローチとして、最初に具体化したのは「建築法規調査 委員会」での、建築士法関係の立案・検討であったと思われる。

この委員会は市街地建築物法の改正でその他建築法規を整備するため、戦災復興院総裁の 諮問に応じて、建築法規の整備に関する事項を調査するものであった。第1回委員会の開 催は昭和21年(1946)10月9日。建築界の学識経験者および官側の委員22名・幹事8名 ・書記2名の構成であった。

戦災復興院側で作成した「建築法案要綱試案」(21年10月7日作成)をもとにして.昭和21年12月8同「建築法案要綱」決定まで,約2か月の間に6回の委員会および1回の特別委員会が開催され、きわめて短時日に審議が強行されたことが資料からわかる。その印象はむしろ押しつけに近い感じで、戦前の官僚臭が十分にぬけきっていないようである。

昭和 21 年 10 月 9 日から同年 12 月 18 日要綱決定までに 10 回委員会が開催され、きわめて短兵急に審議が行なわれたことが、この経過からもうかがえる。

いうまでもなくこれは「建築法案」全体についての検討であった。建築士および建築工事管理者と建築委員会に関する規程は、その中の 2・3 の章にすぎない。しかしそれは、この審議の中ではもっとも重点的に、関心を集めて行なわれたようである。この調査委員会での建築士関係法規の検討・審議が、後にどのような影響を現行士法の構成に与えたかは、にわかに判断できないが、敗戦直後(日本建築士会の動きよりはもちろんおくれてはいるが)の、官側からのアブローチと、その構想を知るうえには以下の資料は貴重なものだと思われる。

「建築法規調査委員会規程」と委員および幹事・書記の構成である。委員長は笠原敏郎が互選された。また第2回以後石原信之が委員として追加されているが、他にどういう人が追加されたかは不明である。いってみれば戦災復興院版の「建築士法」案である。

一読して直ちに気づく点は、第4としてあげている建築士の兼業禁止規定である。これは、戦前の日本建築士会版の「建築士法」案ではないか - と錯覚を抱くほど強く規制されている。戦災復興院の案として、なぜこのような強い規程がでてきたか、大いに疑問であるが、はっきりした理由はわからない。やはり敗戦・解放、その反動としての民主主義的ポーズ(特に官僚に多くみられた)のあらわれたのか。

ただ注目されることは日本建築士会が、戦後いち早く「建築士法」案に取り組んだが、

昭和 21 年前半から進駐軍工事に忙殺されて、一時その動きが休止した頃から、戦災復興院での試案作成が本格化し、日本建築士会の意見聴取が行われていたこと、そうした準備のうえで「建築法規調査委員会」が設置されたころから、日本建築士会における「建築士法」案運動が、再び活発になったことなど考えあわせると、復興院と土会両者の間に、かなり密殺な交流があったと思われることである。

ただ、この兼業禁止も、11 月 25 日第 8 回委員会において、立案側の中田政美戦災復興院 建築局長が削除を申し出ている。

建築法規調查委員会規程

第一条 建築法規委員会は、戦災復興院総裁の諮問に応じて建築法規整備に関する事項を 調査審議する。

第二条 委員会は、委員長一名、委員若干名で、これを組織する。

第三条 委員長は、委員の中から、これを互選する。

委員は学識経験者または関係官吏の中から戦災復興院総裁が、これを委嘱しまたは命ずる。

委員長は会務を総理する。

第四条 委員会に幹事および書記をおき、関係官吏の中から戦災復興院総裁が、これを委嘱しまたは命ずる。

幹事は、上司の命を承け、庶務を整理する。

書記は、上司の命を承け、庶務に従事する。

役員名簿

官職名	氏名
日本大学教授・工学博士	笠原敏郎
復興建築助成株式会社	鈴木敬一
厚生省安全研究所	武田晴爾
厚生省公衆衛生院・医学博士	石川知福
元内務技師建設技術研究所第二部長	菱田厚介
元内務技師	中沢誠一郎
元東京都建築課長 清水組参与	小林隆徳
東京帝国大学教授・工学博士	吉田徳次郎
同上	浜田 稔
大成建設株式会社	清水 一
厚生省公衆衛生院・工学博士	佐藤 鑑
日本建設工業統制組合	桜井良雄
東京帝国大学助教授	高山英華
戦災復興院建築局長	中田政美
	日本大学教授・工学博士 復興建築助成株式会社 厚生省安全研究所 厚生省公衆衛生院・医学博士 元内務技師建設技術研究所第二部長 元内務技師 元東京都建築課長 清水組参与 東京帝国大学教授・工学博士 同上 大成建設株式会社 厚生省公衆衛生院・工学博士 日本建設工業統制組合 東京帝国大学助教授

	" 監督課長	伊東五郎
	" 企画課長	百田正弘
	"計画課長	岩永賢一
	" 土木課長	中島時雄
	" 施設課長	北村徳太郎
	内務省国土局計画課長	八島三郎
	東京都建設局建築課長	石井 桂
	警視庁消防部長	藤田次郎
幹事	戦災復興院内閣事務官	前田光嘉
	" "	大和田義雄
	" "	小野木 博
	" "	鬼丸勝之
	" 内閣技官	竹内佐平治
	" "	小宮賢一
	" "	鳥居捨蔵
	内務省内務事務官	日原正雄
書記	戦災復興院内閣事務官	寄木 勉
	" "	三宅典世

建築法要綱試案抜粋

第1章 総則

第 1 この法律は、文化、保健、能率、防災等の見地から、郡市の建築的構成の整備ならびに、住宅その他の建築物の質の向上及び環境の改善を図ることを目的とする。 (第 2 以下略)

- 第2章 用途地域及び特別地区
- 第3章 高さ面積及び敷地内の空地
- 第4章 道路、通路及び建築線
- 第5章 防火地域
- 第6章 建築制限区域
- 第7章 構造設備
- 第8章 建築規約
- 第9章 建築士及び建築工事管理者
- 第10章 監督
- 第11章 建築委員会
- 第12章 訴願及び訴訟
- 第13章 罰則

(うち第9章、および第11章の内容をみると次のごとくである。…村松)

- 第9章 建築士及び建築工事管理者
 - 第 1 主務大臣の指定する建築物は、一定の資格を有する建築士の設計したものでなければ、これを建築することができない。

- 第 2 建築物を建築しようとする者は、命令の定めるところにより、その建築工事につき、一定の資格を有する建築工事管埋者を定めなければならない。
- 第 3 第 1 の建築士及び第 2 の建築工事管理者の資格及び義務に関して必要な事項は、 命令でこれを定める。

第11章 建築委員会

- 第 1 中央及び都道府県に建築委員会を置く。建築委員会の構成及び運営に関しては、 命令でこれを定める。
- 第 2 行政官庁が、この法律に基いて発する命令またはこれに基いてなす重要なな処分で、命令で定めるものは、建築委員会の意見を聴いて、これをなさなければならない。

建築士および建築工事管理に関する命令案

第一 建築士

- 第一 建築士は、建築の設計を掌り、建築物の機能の適正と構造の安全を図り、造形文 化の向上に寄与することを、その本分とする。
- 第二 建築士にならうとする者は、主務大臣の免許を受けなければならない。
- 第三 建築士の免許は左の各号の一に咳当する者で且つ命令に依つて定めた詮衡を経た 者に之れを与へる。
 - 一 大学令による大学、専門学校令による専門学校又は主務大臣がこれらと同等以上 と固める学校に於て、建築に関する諸学科を修め定規の課業を卒へた者で、二年 以上建築設計の実務又はその研究に従事した者。
 - 二 建築士試験に合格し、二年以上建築設計の実務又はその研究に従事した者。
 - 三 外国の大学又は専門学校において、建築に関する諸学科を修め、第一号に規程する者と同等以上の学力を有し、二年以上国内において、建築設計の実務又はその研究に従事した者。
 - 四 外国において、建築士の免許を受けた者。

前項第二号の建築土資格試験に関し必要な事項は、主務大臣が別にこれを定める。

- 第四 左に掲げる営業を自らなし、又はその営業をなす者の使用人は、建築士の免許を 受けることができない。
 - 一 建築土木に関する請負業
 - 二 建築材科に関する販売業
 - 三 土地家屋に関する代理集

前項各号に掲げる営業を自らなし、又はその営業をなす者の使用人となったときは、建築士の免許は、その効力を停止する。

- 第五 左の各号の一に咳当する者に対しては、建築士の免許を与へない。
 - 一 六年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者
 - 二 未成年者、禁治産者及び準禁治産者
- 第六 左の各号の一に咳当する者に対しては、建築士の免許を与へないことが出来る。
 - 一 六年未満の懲役又は禁錮に処せられた者
 - 二 建築法により罰金に処せられた者
- 第七 建築士が第五各号の一に該当するときは、その免許を取消す。

建築士が第六各号の一に該当したとき、この命令に違反したとき、又は建築士としての品位を損ずる行為があつたときは、その免許を取消すことが出来る。

前項の取消処分を受けた者と雖も、改悛の情が顕著なときは、再免許を与へることが出来る。第一項の取消処分を受けた者にについて、第五第二号の原因が止んだとき亦同じ。

第一項乃至第三項の処分は、主務大臣がこれを行ふ。

- 第八 主務省に、建築士名簿を備へ、建築土の免許に関する事項を登録する。 登録する事項は、主務大臣が別に、これを定める。 建築士は命令の定める所に依って建築士会を設立せなければならない。
- 第九 建築士は、誠実公正にその業務を行はなければならない。
- 第十 建築士は、その業務に関し、委嘱者以外の者から贈与その他の利益を受けることができない。
- 第十一 主務大臣は、建築士の報酬に関し必要な命令を発し、又は処分をなすことが出来る。
- 第十二 建築士でない者は、建築士又はこれに類似の称号を用ひることができない。

第二 設計

- 第十三 左に掲げる建築物は、建築士の作成した設計図書によるのでなければ、これを 建築することが出来ない。
 - 一 延面積(千平方メートル)以上のもの。
 - 二 鉄筋コンクリート造(鉄骨鉄筋コンクリート造を含む)。

鉄骨造又は鉄造で、階数(地階の階数を参入する)三以上又は一棟の延面積が三百 平方メートル以上のもの。

前項の設計図書とは、建築工事に必要な設計図(原寸図の類を除く。)強度計算書及び仕様書の類をいふ。

- 第十四 建築士は、その作成した設計図書に、その作成の日附を記載し旦つ署名擦印しなければならない。
- 第十五 建築士は、その作成した設計図書を、当該建築物の竣工後十年間保存しなけれ ばならない。

第三 建築工事の管理

- 第十六 建築工事管理者は、建築士又は建築工事管理者の免許を受けた者であることを 要する。
- 第十七 建築工事管理者の免許は、左に掲げる者に対し、地方長官がこれを与へる。
 - 一 第三各一号に掲げる者
 - 二 実業学校令による工業高校又は主務大臣がこれと同等以上と認めて指定した学校において建築に関する諸学科を修め定規の課業を卒へた者で、二年以上建築の実務に従事した者
 - 三 五年以上建築の実務に従事した者で、地方長官の行ふ検定に合格した者。 前項第三号の検定に関し必要な事項は別にこれを定める。
- 第十八 都道府県に建築工事管理者名簿を備へ、建築工事管理者の免許に関する事項を 登録する。

登録する事項は別にこれを定める。

- 第十九 建築工事につき、建築工事管理者を定めたときは、遅滞たく地方長官に届出で なければならない。
- 第二十 第十三第一項各号に掲げる建築物の建築工事管理者は、建築士であることを要する.
- 第二十一 左に掲げる建築工事については、建築工事管理者を定めることを要しない。
 - ー 建築主が自ら施工するもの
 - 二 (規模の小さな建築物で法第十章第二の規定による届出を必要としないもの の建築工事)

第四 雑

- 第二十二 建築士の作成した設計図書により、建築物を建築するときは、法第十章第一 の規定による認可を受けることを要しない。
 - 前項の場合は、第十章第二の規定による届出をしなければならない。
- 第二十三 この命令施行の際、引続き三年以上建築設計の業務を営む者、及び第三第一項の規定に依る資格を有する者は、この命令施行の日から六月以内に、出願したときに限り、第三第一項の規定にかかわらず、建築士の免許を受けることが出来る
- 第二十四 第十三第二十及法第九章第二の規定は、この命令施行の日から六月間は、これを適用しない。
- 第二十五 第十三第二十及法第九章第二の規定は国の建築する建築物については、これ を適用しない。

(以下は,本資料末尾余白に記入されていたもので,おそらく石原信之のメモであろう。...... 村松

建築工事管理者は、建築工事を掌り設計図書に基きその施工完成を図るを本文とす。 建築士は、その設計した建築物に関して、規定の報酬以外に贈与その他の利益を受け、 或ひはそれを以て、営利の対象とする企業の内に在ることを許されない。

(石原文書・ガリ版印刷・昭和21年10月より)

建築技術者資格制度調査に関する四回連合委員会による「建築士法」案のまとめ

「建築士法」案作成の戦後における最後の総まとめを行なったのが、日本建築学会を中心として日本建築士会・日本建築協会および全国建設業協会の4会からなる「建築技術者の資格制度調査に関する四会連合委員会」である。

戦前からの長い「建築士法」制定運動も、に日本建築学会が乗りだすことによって、いよいよ大詰めを迎えることになった。この委員会は昭和 25 年(1950)4 月 26 日「建築士法」成立の後も、その施行規則案・建築士選考基準案の検討を続けていたことからもわかるように、「建築士法」制定違動の掉尾を飾ったものである。昭和 23 年(1948)10 月 15 日の第 1 回委員会から 25 年 9 月 18 日の第 16 回委員会まで、その開催と主要な経過とを列記すると次のようにたる(ただし資料で判明しているもののみ)。

- ・昭和 23 年 10 月 9 日。4 会からそれぞれ 5 名、計 20 名の委員選出さる。
- ・同年10月15日。第1回委員会。委員長に日本建築学会選出委員の笠原敏郎を互選。

- ·同年11月12日。第2回委員会。
- ・昭和24年1月10日。第3回委員会。産設業法案なども検討。
- ・同年2月10日。松田・橋本両幹事作成の「建築士法」案ができる。
- ・同年2月15日。石原信之委員「建築士法」案作成。
- ・同年 2 月 25 日。上記案の逐条審議を前に施工分野の意見もいれて、たとえば「建築技術者法」(仮称)のごとき法案を作成することも意義ありとし、松田幹事・橋本委員(小笹徳蔵に代わった委員)に原案作成を依頼。
- ・同年 5 月 23 日。日本建築士会黒崎幹男作成「建築士法」案提出。
- ・同年「建築技術者(員)」法草案作成さる。上記松田、橋本の作成か。「建築士」と「」 建築工務士」とを分つ。それぞれの団体が、それぞれの思惑で動いていたようである。
- ・同年 8 月 13 日。第 6 回委員会建設省住宅局指導課「建築士法制定上の主要点」作成提出、検討。
- ・同年8月20日。第7回委員会。建設省住宅局「建築士法」案作成提出。検討。
- ・同年8月一日。日本建築学会「建築士法起案ノ要綱」作成提出(同協会はすでに2月24日建築士法草案を起案し、3月28日修正を加えていた)。
- ・同年9月26日。日本建築学会「建築士法」(仮称)制定に関する建議。
- ・同年9月26日。「建築士法」案決定(25年4月26日。建築士法両院通過成立)
- ・昭和 25 年 5 月 31 日。第 12 回委員会。
- ・同年 6 月 8 日。第 13 回委員会。建築士法施行規則案を検討。この回から日本建築代理 士会連合会を参加させて五会連合委員会となる。
- ·同年6月30日。第14回委員会。
- ・同年7月10日。第15回委員会。建築士選考基準案検討(同年8月16日。第1回中央建築士審議会開催さる)。
- ・同年 9 月 18 日。第 16 回委員会。建築士選考墓準案を審議。" これを以て一応本連合委員会の任務を終了した。"

「建築技術者の資格制度調査に関する四会連合委員会」の設置要綱と、その委員名簿である。当初はこのような仮称をとっていた。

松田・橋本両幹事による「建築士法」案である。今日建築士審議会に該当する建築管理 委員会の構想はすでにみられるが、建築士会に相当するものの考えはこれには含まれてい ない。

建設省住宅局作成の「建築士法」案である。この段階に至るとかなり内容も今日のもの に近くなっている。ただ建築士会の制度についてふれるところがない。また建築士、建築 士補は1級建築士・2級建築士に該当するものを想定していることがわかる。

建築技士制度調査に関する四会連合委員会(仮称)設置要綱

- 一 目的 建設界今後の情勢を鑑み、建築技術者の資格法制定問題について調査研究する。
- 二 組織 日本建築学会が斡旋して日本建築士会、日本建築協会及び全国建設業協会の四 会から夫々五名の委員を選出して連合委員会を設置する。
- 三 事務 日本建築学会が担当する。
- 四 経費 四会平等負担とする。

- 建築技士制度調査に関する四会連合委員会(仮称)設置要綱 委員
 - 日本建築士会 石原信之君 佐藤武夫君 平田重雄君 松田軍平君 山下寿郎君
 - 日本建築協会 井上新二君 尾崎久助君 大林芳郎君 宮脇晴美君 薮中一良君
 - 全国建設業協会 戸田組 戸田利兵衛君 島藤建設 島田藤君 清水建設 小笹徳蔵君 大成建設 三浦忠夫君 協会 古茂田甲午郎君
 - 日本建築学会 伊東五郎君 石井桂君 笠原敏郎君 岸田日出刀君 堀井啓二君 (石原文書・ガリ版印刷・昭和23年10月より)

建築士法(案)昭和24年2月10日 松田、橋本、幹事案

第一章 総則

- 第一条 建築士は建築の設計及び技術指導を掌ることによって建築物の災害の防止、機能 の適正、建築芸術の進歩向上に寄与し、もって国民の生命財産の保護と健全な生 活を確保するものとする。
- 第二条 この法律において「建築士」とは建設大臣の免許を受けて建築士の名称を用いて 建築物の設計及技術指導をなす者をいう。
- 第三条 この法律において「設計」とは建築企画を技術的見地から整理して、創意工夫によって計画をたて建築物の完成に必要たる図面及び書類を作成することをいう。

第二章 資格

第四条 建築士にならうとする者は左の各号の一に該当する資格を有することを要する。

- 一 建築士試験に合格し、旦つ三年以上の建築設計の実務修習を了へたもの。
- 二 学校教育法による大学、旧大学令による大学・旧専門学校令による専門学校において正規の建築学の課程を修めて卒業した者で三年以上建築設計の実務修習を了へたもの
- 三 外国の大学又は専門学校において正規の建築学の課程を修めて卒業し且つ日本において三年以上建築設計の実務修習を了へたる者、又は外国で建築士の免許を得た者で建設大臣が前二号に掲げる者と同等以上の学力及技能を有し、旦つ適当と認めたもの。

前項の建築士試験並に建築設計の実務修習に関して必要な事項は建築士管理委員会規則をもつてこれを定める。

第三章 免許

第五条 建築士にたらうとする者は建設大臣の免許を受けなければならない。

第六条 建築士の免許は建築士となる資格を有する者が建築士名簿に建築士免許に関する 事項を登録することによつてこれをなす。

建築士免許に関して必要な事項は建築士管理委員会規則をもつて、これを定める。 建築士名樽は建築士管理委員会にこれを備へる。

第七条 左の各号の一に該当する者には免許を与へない。

- 一 未成年者、禁治産者又は準禁治産者、盲の者。
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者であって、この執行を終わり又は執行を受けることが なくなつてから、二年を経過しないもの。
- 三 破産者であって、復権を得ないもの。

- 四 国家公務員法(昭和 年法律 号)の規定により懲戒免職の処分を受け当該処分の日から二年を経過しないもの。
- 五 第十三条又は第十四条の規定により登縁抹消の処分を受けた者

第四章 業務

- 第八条 建築士の作成し又は認証した設計図書によるものでなければ、建設大臣の定むる 建築物を除く外これを建築することは出来ない。
- 第九条 建築士でないものは、建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
- 第十条 建築士は建築の設計の求めがあった場合は正当な事由がなけれほこれを拒んでは ならない。
- 第十一条 建築士はその作成し又は認証したる設計図書には建築士の登録番号と姓名を記載し捺印しなければならない。
- 第十二条 建築士が他人の求めに応じて報酬を得て建築の設計を行ふ場合の必要なる事項 は建築士管理委員会規則を以てこれを定める。

第五章 懲戒

- 第十三条 建築士に対する懲戒処分は左の三種とする。
 - 一 戎告
 - 二 一年以内の登録の停止
 - 三 登録の抹消
- 第十四条 建築士が左に掲ぐる行為をなしたるときは建築士管理委員会はこれを調査 L、 その結果建築士の責任と判定されたときは第十三条の懲戒処分にすることができる。
 - 一 この法律又は建築士管理委員会の規則に違反したとき。
 - 二 建築士が建築法規に違反した設計図書を作成し又は認証し、その建築物が実現したるとき。
 - 三 建築士が作成又は認証したる建築の設計図書に基きて、施行されたる建築物に重大なる欠陥を生じたるとき。
- 第十五条 何人も建築士が前条に該当する事実があると思科するときは、建築士管理委員会に報告し適当な措置をとるべき事を求めることができる。

前項に規定する報告があつたときは、建築士管理委員会は事件について必要な 調査をしなければならない。

建築士管理委員会は建築士に前条に該当する事実があると思科するときは職権をもって必要な調査をすることができる。

前条の規定による懲戒の処分をしようとする時、。建築士管理委員会は、当該建築士に予め、その旨を通告し、当該建築士又はその代理人の出頭を求め、釈明のため、証拠を提出する機会を与へて、これを聴聞したければならない。

前条の規定による懲戒処分は前項の規定による聴聞を行った後、相当な証拠により前条に該当する事実があると認めた場合においてこれを行う。

- 第十六条 建築士管理委員会は前条の規定により事件について必要な調査をするため左の 各号に掲げる処分をすることができる。
 - 一 事件関係人若は参考人に出頭を命じて審問し又はこれらの者から意見若くは報告を

徴すること。

- 二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 設計図書その他の物件の所有者に対して当該物件の提出を命じ又は提出物件を留め て置くこと。

建築士管理委員会は相当と認めるとき。建築士管理委員会事務局の職員をして前項の処分をさせることができる。

第十七条 建築士管理理委員会は事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書 に記載し、且つ前条に規定する処分があつたときは、特にその結果を明らかにして 置かなければならない。

利害関係人は建築士管理理委員会に対し前項の調書の縦覧を求め又は実費を支弁してその謄本若くは抄本の交付を求めることが出来る。

但し当該建築士又はその代理人以外のものは事件について懲戒処分がなされ又は 懲戒しない者の決定があつた後でなければ同項の調書の縦覧を求め、又はその謄本 若くは抄本の交付を求むることが出来ない。

建築士管理理委員会は第十三条又は第十四条の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨公告しなければならない。

第六章 建築士管理委員会

第十八条 建築士並びに建築士試験に関する事項を管理し、建築士を監督するため、建築 士管理委員会を置く。

建築士管理委員会は建設大臣の所轄に属する。

第十九条 建築士管理委員会は委員五名をもつて、これを組織する。

委員は人格が高潔で建築士に関する事項について理解と識見を有する年齢三十五年以上の建築士のうちから建設大臣がこれを任命する。

委員は国家公務員法第条第項第一号の特別職とする。

- 第二十条 委員の任期は三年とする。但し、補欠の委員の任期は前任委員の残任期間とする。委員は再任されることができる。
- 第二十一条 委員は左の各号の一に咳当する場合を除いては在任中その意に反して罷免されることがない。
 - 一 建築士の登録を抹消された場合
 - 二 この法律の規定に違反して刑に処せられた場合
 - 三 一年以内の登録の停止の処分を受けた場合
 - 四 建築士管理理委員会により、心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと決定された場合。
 - 五 建築土管理理委員会により職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行 があると決定された場合
- 第二十二条 前条各号に該当する場合には建設大臣はその委員を罷免しなければならない。
- 第二十三条 委員長は委員のうちから建設大臣がこれを命ずる。

委員長は建築士管理委員会の会務を総理し、建築士管理委員会を代表する。 建設大臣は予め委員のうちから委貫長が故障のある場合に委員長の代理する者を 定めておかなければいけない。

第二十四条 建築士管理理委員会は委員長及び二人以上の委員の出席がなければ議事を開き、議決をすることができない。

建築士管理委員会の議事は出席者の過半数をもつて、これを決する。可否同数 のときは、委員長の決するところによる。

委員は自己に関係のある議事については、議決に加わることができない。建築士管理理委員会が第二十二条第四号又は第五号の規定による決定をするには、第一項及び、第二項の規定かかわらず、本人を除く全委員の'一致がなければならない。

- 第二十五条 委員は予算の範囲内で一般職の国家公務員最高の俸給よりも高く、国務大臣 の俸給よりも低い額の範囲内で建設大臣の定める額の報酬を受ける。
- 第二十六条 建築士管理委員会の事務を処理させるため、建築士管理委員会に事務局を附 置する。
- 第二十七条 委員又は委員の職にあった者は正当た理由がなくその職務執行に関して知り 得た秘密を他に漏らし又は窃用してはならない。
- 第二十八条 建築士管理委員会は、この法律で委任された事項その他その職務を行うため に必要な事項について、建築士管理委員会規則を制定し改正し、又は廃止するこ とができる。

建築士管理委員会規則は官報をもってこれを公布する。

第七章 罰則

- 第二十九条 第八条の規定に違反した者は一'年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 建築士となる資格を有しない者で第九条の規定に違反した者は一年以下の懲役 又は十万円以下の罰金に処する。
- 第三十一条 法人の代表者又は法人若は人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し同条の罰金刑を課する。
- 第三十一条 建築士となる資格を有する者が第六条の登録を受けないで業務を行ったとき は、十万円以下の過科に処する。
- 第三十三条 左の各号の一に該当する者はこれを五万円以下の過科に処する。
 - 一 第十六条第一項第一号又は同条第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する 処分に違反して出頭せず、口述せず、虚偽の陳述をし、報告をせず又は虚偽の報告 をした者。
 - 二 第十六条第一条第二号又は同条第二項の規定による使用人に対する処分に違反して 出頭せず、規定をせず、又は虚偽の鑑定をした者。
 - 三 第十六条第一項第三号又は同条第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違 反して物件を提出しない者。

附則

この他にも大阪に本部のある日本建築協会案もあったがここでは省略します。

建築士法案

建設省住宅局案(昭和24.8.20)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、建築物の設計、認証、工事の監理等を行う建築技術者の資格を定めて免許を与え、建築物を適正たらしめると共に、その向上に寄与せしめることを目的とする。

(定款)

- 第二条 この法律で建築士とは建設大臣の免許を受け、建築士の名称を用いて建築物の設計、認証、工事の監理等を行う者をいう。
 - 2 この法律で建築士補とは都道府県知事の免許を受け、建築士補の名称を用いて建築士を補助すると共に政令で定めるものを除く建築物の設計、認証、工事の監理等を行う者をいう。
 - 3 この法律で設計とは建築に必更な図面、仕様書等の書類(以下設計図書という。) を作製することをいう。
 - 4 この法律で認証とは、他人の作製した設計図書を適正なものと認めてその責に任 ずることをいう。
 - 5 この法律で工事監理とは工事の実施が、設計図書の通り行われるようその責に任ずることをいう。

第二章 免許

(建築士の免許)

- 第三条 建築士になろうとする者は第三章の建築士試験に合格し、建設大臣の免許を受けなければならない。
 - 2 建築士補になろうとする者は第三章の建築士試験に合格し、都道府県知事の免許 を受けなけばならない。

(免許証)

- 第四条 建設大臣又は都道府県知事は、免許を与えたときは建築士免許証又は建築士補免 許証を交付する。
 - 2 前項の免許については省令の定めるところにより免許手数料を国庫又は都道府県に納入しなけばならない。

(絶対的欠格事由)

- 第五条 次の各号の一に咳当する者には免許を与えない。
 - 一 未成年者
 - 二 禁治産者又準禁治産者
- 三 第七条第二項の規定により免許取消の処分を受けてから一年を経過しない者

(相対的欠格事由)

- 第六条 次の各号の一に該当する者には免許を与えないことがある。
 - 一 禁こ以上の刑に処せられた者
 - 二 破産者であって復権を得ない者
 - 三 建築に関し、法規違反又は不正の行為があった者

(免許取消)

- 第七条 建築士又は建築士補(以下建築士等という。)か第五条第二号に該当するに至つた とき建設大臣又は都道府県知事は、その免許を取消さなけれぼならない。
 - 2 建築士等が第六条に該当するに至つたときは、建設大臣又は都道府県知事は免許を取消し又は期間を定めて業務の停止を命じることができる。
 - 3 建設大臣又は都道府県知事は、前二項に規定する処分をなすに当っては、あらかじめ、建築士審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 第一項又は第二項に規定する処分がなされるに当つては、当該処分を受ける者に、 建設大臣又は都道府県知事の指定した官吏若しくは吏員又は建築士審議会の委員 に対して弁明する機会が与えられなければならない。この場合においては、建設 大臣又は都道府県知事は、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ、書面をもっ て、弁明をなすべき日時・場所及び当該処分をなすべき事由を通知しなけばなら ない。
 - 5 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、且つ自己に有利な証処を提出することができる。
 - 6 弁明の聴取をした者は、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作製 し、旦つ処分の決定について建設大臣又は都道府県知事に意見を述べなげればな らない。

(省令への委任)

第八条 この章に規定するものの外、免許の申請、免許証の交付、再交付及び返納については省令でこれを定める。

第三章 試験

(試験の内容)

第九条 建築士試験及び建築士補試験は、建築の設計及び工事監理上必要な知識及び技能 についてこれを行う。

(試験の施行)

- 第十条 建築士試験は毎年少くとも一回建設大臣がこれを行う。
 - 2 建築士補試験は毎年少くとも一回都道府県知事がこれを行う。

(建築士試験受験資格)

- 第十一条 建築士試験は、次の各号の一に該当する者でなければこれを受けることができない。
 - 一 学校教育法による大学、旧制大学令による大学又は旧制専門学校令による専門学校において、正規の建築学の課程を修めて卒業した者で、二年以上の実務修習をなせるもの
 - 二 建築士補として四年以上の実務経歴を有する者
 - 三 建設大臣が第一号と同等以上の学力及び技能を有する者と認めるもの

(建築士補試験受験資格)

- 第十二条 建築士補試験は、次の各号の一に該当する者でなければこれを受けることができない。
 - 一 学校教育法による大学、旧制大学令による大学又は旧制専門学校令による専門学校において、正規の建築学の課程を修めて卒業した者。

- 二 学校教育法による高等学校又は旧制中等学校令による中等学校において、建築学の課程を修めて卒業した者で三年以上の実務習得をなせるもの。
- 三 学校教育法による中学校を卒業した者で、七年以上の実務修習をなせるもの。
- 四 都道府県知事が、前各号と同等以上の学力及び技能を有する者と認めるもの (受験手数料)
- 第十三条 建築士試験又は建築士補試験を受けようとする者は省令の定めるところにより、受験手数料を国庫又は都道府県に納入しなけらばならない。

(省令への委任)

第十四条 この章に規定するものの外、試験の課目、受験手続その試験及び実務修習に関 して必要な事項は省令でこれを定める。

第四章 業務

(設計又は認証に必要な表示行為)

第十五条 建築士等は建築物の設計又は認証を行った場合には、その図書に署名及び捺印 をしなけらばならない。

(設計図書の保管)

- 第十六条 建築工事を監理した建築士等は工事竣工後省令の定めるところにより、その設 計図書の保管をしなければならない。
 - 2 建築工事を監理した建築士等が使用人としてこれをなしたものであるときは、前項の設計図書の保管は、使用者がこれをなさなければならない。

(設計図書の変更)

第十七条 建築士等が他の建築士等の設計、認証した設計図書により工事監理をなす易合、 工事監理上その設計図書を変更することがやむを得ないと認めるときは、設計、 認証した建築士等の承諾を得てこれをなさなげればならない。

(名称の使用禁止)

- 第十八条 建築士でない者は建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
 - 2 建築士補でない者は建築士補又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第五章 営業

(営業登録)

- 第十九条 建築士等で他人の求めに応じその業務を行なうことを営業としようとする者 は、その事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録(以下営業登録という。) をうけなければならない。
 - 2 営業登録の有効期問は二年とし、二年毎に登録の書換を行う。
- 3 前二項の営業登録については、省令の定めるところにより登録手政科を都道府県 に納入しなければならない。

(営業登録名簿)

第二十条 都道県知事は、省令の定めるところにより建築士等営業登録名簿を備え、公衆 の閲覧に供しなければならない。

(依願拒否の制限)

第二十一条 営業登録をうけた建築士等は、建築物の設計・認証・工事の監理について他 人の依頼があったときは、正当な事由がなければ、これを拒ばんではならない。 (法人への適用)

第二十二条 法人でその役員(業務を執行する社員・取締役又はこれに準ずる者をいう。) 又は使用人に建築士等をもつものは第十九条から前条までの規定の適用に関 し、これを建築士等とみなす。

(事務所の管理)

第二十三条 第十九条の営業をなす事務所は営業登録をうけた建築士等が自ら管理する場合の外、専任の建築士等がこれを管理なければならない。

(省令への委任)

第二十四条 この章に規定するものの外、営業登録、営業登録の書換又は抹消、事務所等 に備えおくべき帳簿・報告義務その他必要な事項は省令でこれを定める。

第六章 建築士審議会

(建築士審議会)

- 第二十五条 建築士試験又は建築士補試験に関する事務を行わしめるとともに、建設大臣 又は都道府県知事の諮問に応じて、建築士等に関する重要事項を調査審議せし めるため、建設省に中央建築士審議会を、都道府県に都道府県建築士審議会を 置く。
 - 2 建築士審議会は建築士等に関する事項について、関係各庁に建議するることが できる。

(組織及び任命)

- 第二十六条 中央建築士審議会は委員二十人以内をもつて、都道府県建築士審議会は委員 十五人以内をもつて組織する。
 - 2 建築士審議会の委員は関係各庁の職員、学識経験者及び建築士等のうちから中央建築士審議会にあつては建設大臣が、都道府県建築士審議会にあつては都道府県知事が建設大臣の承認を得て、これを命じ又は委嘱する。
 - 3 会長は委員がこれを互選する。

(委員の任期)

第二十七条 関係各庁の職員のうちから任命された委員を除き、委員の任期は四年とし、 二年毎にその半数改を更新する。

但し、再任を妨げない。前任者の任期満了前に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(政令への委任)

第二十八条 この章に規定するものの外、建築士審議会 について必要な事項は政令でこれを定める。

第七章 罰則

附則

ついでながら戦災復興院や建設省が文中出てきますが、昭和 20 年敗戦直後に構成されたのが戦災復興院で、昭和 23 年建設院と改められ、同年7月に建設省となった。

以上を以て、建築家の職能運動のうち、前編ともいえる現行の建築士法が出来るまでを終わりますが、私見ではありますが、総轄してみると、1925 年 (大正 14 年)日本建築士会が「建築士法」制定運動に先立ち、建築学会など 5 団体に協力を求め、又アンケートなどを実施し一応表面的に賛同を得て、衆議院に初めて法制定運動を開始したが、資料によると協力を求めたつもりであったが、ある大手建設業の社長は当時建築学会の役員と業界団体の役員を兼ねていたので、学会の会合ではわざわざ賛成論を一席ぶって、業界団体では反対運動の先頭に立っていたと記録にあり、内実は相当反対者があったのに、今日のように強烈な反対表明はなかったようなのは、官僚は一部を除き賛成側であったこと、施工業者の立場が今日のように強大ではなかったこと、又当時の建築士会会員は少数であったが、純粋に燃えていたと、思われる。

衆議院を三度通過しながら、貴族院において可決されなかったのはいかなる理由によるのか、資料がないのでわかりませんが、今後機会があれば更に調べたいと思いますが、戦前の貴族院では、何となく想像できるような気がします。

それにしても、昔の衆議院議員は、現在の議員と比較して隔世の感を禁じ得ません。それは日本建築士会の永年の運動に、運動資金を要したことを聞いていないし、又そんな形跡もありません。戦後になって徐々に、すべて変貌してきたのです。

4.1.建築家職能の危機

全国事務所協会の発足

昭和 24 年に建設業法、昭和 25 年に建築基準法、建築士法が一応整い、その後昭和 29 年に士法改正があって、事務所の登録制を実施、昭和 34 年に建築基準法の大改正が行われたが、それまでには職能問題には大きな動きはなかった。

昭和 37 年に入って全国建築士事務所協会が発足して、職能問題を混乱する因となった。 昭和 43 年には全事連は議員立法にて「業法」案を提出した。又一方では、昭和 42 年鹿島 守之助氏(当時鹿島建設会長)が設計施工一貫論を発表して、家協会と鹿島論争が始まっ た。このころから建設省では全事連を母体にしてこれを強化して、専兼別のない事務所団 体を各県単位毎に設立するよう非公式に行政指導を行うようになった。

まず愛知県に建設省から矛先が向けられ、強烈な指導が県を通じて建築家協会会員有志数名にあったようである。実は招請にもありましたが、若輩という理由で参加しませんでした。そして、昭和 48 年に、社団法人愛知県建築士事務所協会が設立された。その情報が流れるや建築家協会本部から早速当時の会長市浦健氏、古沢専務理事、圓堂職能委員長、そのほか坂本氏、橋本氏などが来名して、拡大法制委員会が開催された。

愛知の事務所協会設立前に大阪府では、建築法令事務所協会が設立されていた。建設省では建築行政のために、いろいろの試みがなされていた一例である。従って、愛知の事務所協会の設立は全国都道府県単位の最初の設立であったと記憶しております。本庁の行政官は、まず試験的に愛知で行ってみるという意識が他分野でもあったと聞いています。

当時日本建築家協会では、愛知の事務所協会設立時に声明書を出して、反対を表明したその写しは次の通りです。

登録建築士事務所の組織化に反対する声明書

社団法人日本建築家協会 会長 市浦 健

最近、若干の府県単位に登録建築士事務所を網羅した建築事務所協会、又は設計監理協会が組織される動きが出ているが、それは、そのような府県単位の組織を全国化した連合会に法人格を与えようとしている建設省の方針と無関係ではないように思われる。

しかし、そのような組織化の動きは、建築士法の抜本的改正という今日直面している最大の問題に先立って、あるいはしばしば臨時行政調査会が建築士法第 23 条の建築士事務所登録制度は二重登録であるので廃止すべきであるとした勧告を不問に付したまま、現行建築士事務所を網羅的に定着させることによって既成事実を強化することとなり、その改正を更に困難にするものであると考え、本会はその様な動きに対して強く反対する。

今日、悪化の一途をたどる国民の生活環境を整備していくことが焦眉の課題であり、その一環として建築公害の未然の防止、違反建築、欠陥建築等の根絶のための当局の指導行政の強化は必要であり、本会もそれへの協力はやぶさかではないが、国民の生活環境を整備していくために担わなければならない建築設計監理業務の役割をこその明確にするための建築士法の改正が、今日最も緊急な課題であると考える。すなわち、かねてから本会が主張してきたように、建築設計監理業務を、特定の利益目的に従属させられている状態から解放し、専門職能として純化確立することこそが、その担わねばならない役割を保全するものであると確信する。

その様な根本的課題を解決することなく、安易に既存建築士事務所を専業・兼業の別なく組織化することは、かえって士法の欠陥を存置したまま矛盾を内包する行政の運営が強行される結果となり、自立的職能の純化をはばむのみならず、将来設計監理業務の営業法化につながる危険があり、建築設計監理業務の確立にとって決して益するところはないものと考える。

よって本会は、そうした性急な組織化に先立ち、今日の国民的課題に応えるために必要な建築界の体制や、法改正に関し、官民の意思疎通を広く図っていくことこそ必要であることを、茲に訴える次第である。

昭和48年2月1日

一方、安全協会とも無縁ではないと思われる。一連の行政指導の一環であったのでしょう、それほど愛知県は伝統的に各本庁に忠実な県であるらしい。

そのころの建設省住宅局建築指導課の人事は、救仁郷斉氏が課長で、太田敏彦氏が補佐を務め、後にそれぞれ参事官と課長になって、更に指導行政はエスカレートしていくのです。 昭和 50 年社団法人全国建築士事務所協会連合会が設立され、旧全国建築士事務所協会は吸収され、その後同協会は社団法人日本建築士事務所協会連合会と名称が変わった。

同年全事連が設立されるや、5月16日に建設省住宅局建築指導課長は、全事連会長宛に行政指導の形で強力にこれを支えることとなり、設計界は更に紛糾することとなった。 その行政指導の文書の写しは次の通りです。

社団法人全国建築士事務所協会連合会の運営について(通知)

昭和 50 年 5 月 1 日付けで設立を許可された社団法人全国建築士事務所協会連合会の運営にあたっては、下記事項に特に留意し、名実ともに都道府県を単位とする建築士事務所の協会(以下「建築士事務所協会」という。)の連合体としてふさわしい公益法人に成長するため、今後 3 ヶ年程度を目途として、貴会並びに貴会の会員である都道府県の建築士事務所協会の組織拡充と体質の改善強化に努められたい。

記

1 会員の拡充と体質改善

各都道府県の実情を考慮しつつ、次の方針で組織の拡充と体質の改善を図ること。

- (1)会員である建築士事務所協会が全国の都道府県に及ぶこと。
- (2) 1 都道府県1会員(1建築士事務所協会)とすること。
- (3)建築士法上の建築士事務所は、一級・二級の別、専業・兼業の別なく、すべて建築士事務所協会に入会できるものとすること。
- 2 連合会の体質の改善強化

前期の会員の拡充と体質改善に関連して、連合会としても広く人材を登用することなどにより体質の改善強化を図ると共に、建築士事務所を構成員とする唯一の全国的な公益法人として、建築士事務所の資質の向上ならびに設計及び工事監理等業務の進歩発展に努めること。

3 建築士会及び建築士会連合会との協議

その後直ちに、日本建築家協会会長大江宏は、建設大臣宛に次のような反対の文書を提出した。

昭和50年6月6日

建設大臣宛

日本建築家協会会長

拝啓 時下益々ご清祥のこと大慶に存じ上げます。

さて、今回貴省が出された「社団法人全国建築士事務所協会連合会の運営について(通知)」は、現行「建築士法」がその制定以来累積してきた四半世紀来の矛盾を露呈しつつある現在、その抜本的改正が各界で強く主張されているにも拘わらず、その矛盾を解決するどころか、逆にこれを益々定着かせしめる方向の行政指導であり、我々として絶対に納得できないものであります。

抜本的士法改正に関連して、本会が年来提唱し続けてきた「建築設計監理業務法(案)」の本意は、建築士の行う設計監理業務が、現下の社会状況に対応して充分その公共的責務を果たしうるよう、これを純化確立するための法制化を推進し、もって現行士法の根本的欠陥を補完しようとするところにあるのであります。

その趣旨・内容については、貴省に対してもこれまで御説明し、御理解を求めてきたにも拘わらず、このたびの全国建築士事務所協会連合会の社団法人認可に当たって、「専業、兼業の別なく、すべて建築士事務所協会に入会できるものとすること」を指示されたことは、明らかに本会年来の主張が全く一方的に無視されたものと解するほかありません。しかも、それを現行士法制定後25年になって今更のように、同士法の中でさえ規定されていない、「唯一の全国的な公益法人」となし、その上、本来自由なるべき職能団体の主体性に専ら委ねられるはずの構成会員の拡充、或いは資質にまで立ち入って人材の登用に言及するなど、明らかに越権であり、行政指導の行き過ぎと判断せざるをえないのであります。

建設省が建築物の安全性を根本的に重大視され、建築文化の健全な発展ということも重要な施策の一つとしてお考えになるならば、建築の技術的質は勿論のこと、その文化的質をも向上させるべく、単なる産業、経済上の利害に組み込まれない公共的職能として、建築士業務を社会に機能せしめるための積極的な施策をこそ、行政最大の眼目におかれるべきものと考えます。

このたび突然出された貴省住宅局建築指導課長通知に対する対応措置として、本会としてはそのような「唯一の全国的な公益法人」を構成する各都道府県の建築士事務所協会には、本会会員の主宰する建築事務所は加入しないことを決定し、併せて設計・監理を専業とする建築事務所だけの全国的な業務団体を結成させるための準備に早速取りかかる決意を固めました。これは今回貴省の取られた行政処置に対応して建築設計・監理業務の純化、確立を図るための当然の措置であります。

貴大臣の御理解と御善処を切に期待する次第であります。

敬具

4.3.職能法制定運動始まる

職能問題を挿入した建築士法の改正運動が展開されたが不発に終わったため、全事連(日事連)では「建築士事務所法案」或いは「建築設計業法案」が提案されたが、日本建築家協会ではすでに「建築設計監理業務法要綱案」が提出されていることから、ここで双方の話し合いによる解決が出来なかったのは、両団体のかかげる職能法案の内容は、様々な点で対立したからでしょう。わかりやすいように次の表を参照してください。

職能	日本建築家協会		日本建築士事務所協会連合会
法案	法案	建築設計監理業務法案 昭和 42 年	建築士事務所法案 昭和 43 年建築設計業法案 昭和 47 年
	会の設立	1914年 1956年改組	1962年
	会 員	少数 専業率 100%	多数 専業率 88%
職能法案のよ	設計監理業務	自由職業として把握 (あくまでプロフェッションとし て建築家の筋を通す)	営業として把握 (法制局が設計監理業務を営業 として把握している実情から、 至急成立させるためにはやむを 得ない)
内容	業務組織	中間法人=特別法人 (設計監理法人を提案)	営利法人 (株式会社でもやむをえない)
	立法方式	建設省提出による立法	議員提出による立法
	兼業	兼業禁止規定あり	兼業を認める
	開設者	建築士に限る	素人でもよい
	責任	建築家にある	事務所にある

それでは、内容について補足します。

1967年(昭和42年)日本建築家協会は、建築設計監理業務法案 を発表した。この業務法案は、設計、施工の分離を規定していたため、建設業界には大きな波紋を投じた。翌昭和43年建設業界の鹿島建設㈱会長鹿島守之助氏と建築家協会との間に、いわゆる鹿島論争が起こってきた。この件については後に述べることにします。一方、全事連は同年建築設計監理事務所業法案を発表して、田中一参議院議員の手によって国会に提出しようとし

た。建築家協会は業法案がもし立法化されるとすれば、建築家の業務は営利業の対象として法的に見なされるため、設計入札や設計料のダンピングを防ぐ根拠は薄弱となり、また建設業設計部が法的に建築設計監理業者として登録されて、各都道府県に組織される建築設計監理業界の有力メンバーとなることが予想されるとして、反対した。全事連は建築家協会の反対によって、国会への提案を断念した。

それから 4 年後の 1972 年 (昭和 47 年)全事連は再び業法案要綱をまとめ同じく議員提出立法を目指した。この要綱は建築士法の業務部分の不備を補い、設計監理業務専門の単独法によって義務、権利の明確化、社会的発言力を持たせることにねらいをおいていた。また業務登録業務、契約事項の明確化、一括下請の禁止、紛争処理規程、報酬規定、団体などを骨子としていた。これに対して建築家協会は、業法案は設計監理業が株式会社を前提にしているため営利追求を目的としていると受け取られやすい営業法であるとした。また、全事連が唯一の団体という位置づけをねらったことなどで、後に述べる建築家協会の業務法案と比較して反対された。

4.4.設計、施工の分離、一貫論争(鹿島論争)

日本建築家協会の建築設計監理業務法案は 1967 年(昭和 42 年)に発表されたのであるが、この業務法案は設計・施工分離を規定していたため、わが国の建築産業界に大きな波紋を投じた。1968 年(昭和 43 年)に、建設業者の代表格である鹿島建設株式会社会長(当時)鹿島守之助と家協会との間に、設計と施工を分離すべきか、一貫体制となるべきかについて論文発表の応酬があったのである。

まず、この論争の中心とたった業務法案の条文をみてみよう。

建築設計監理業務法案(抜粋)

社団法人 日本建築家協会

(目的)

第一条 この法律は他人の求めに応じ報酬を得て建築物の設計工事監理等の業務 を行う者の登記並びに登録を実施し、その業務について規制すると共に業務の 適正をはかり、もって建築物の質の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第三条 建築設計監理業務を行おうとするものは、建築士の免許をもち、この法 律の定めるところにより登録を受けなければならない。但し一級建築士にあっ ては一級建築士として建築設計監理業務について五年以上の実務経歴を有する 者とする。

(無登録業の禁止)

第十三条 第五条の規定による登録を受けないものは建築設計監理業務を行うことができない。

(建築設計監理業着の業務規樹)

第十七条

- 四 建築設計監理業者は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による建設業を行ってはならない。
- 五 建築設計監理業著は、建設業者及び建築材料の製造並に販売業者の役員若し くは使用人となってはならない。
- 六 第四項及び前項の規定は、二級建築士事務所として都道府県知事の登録を受 げたものには適用しない。
- 第五十四条 左の各号の一に該当する者は一年以下又は十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第十三条の規定に違反して登録を受けないで建築設計監理業務を行ったも の。

(『日本建築家協会ニュース』232 号 233 号より)

このように、家協会の業務法案には、戦前の日本建築士会以来の設計・施工の分離の主張が貫かれていた。この法案が成立すると、建設業者は設計部門を独立させた形態で持たざるをえないため、設計・施工一貫体制を固めている建設業者が反発するのも当然のことであった。

鹿島守之助の設計・施工の一体化の提唱は、すでに 1966 年(昭和 41 年)に当時の建設大臣に意見書が出されているほど、かねてからの持論であった。その後、海外工事ならびに 霞が関超高層ビル工事等における経験から、建設工事を合理化するには設計と施工とが緊 密な協調をはかり、そこに一貫性をもたせてフィードバックを図るべきことをますます痛感していたときに、家協会の業務法案が発表されたのである。 鹿島の設計・施工一貫論は、1968年(昭和43年)5月に建設大臣その他の関係官庁および建築関係団体に向けて提唱された。

その後、約半年間にわたり、鹿島と家協会との間で論争がくりひろげられた。両者の論旨の是非は早急に断定できるものではないが、その主張する内容には建築生産システム問題の根本的な考え方についての貴重な意見が含まれていると思われる。表1は、両者の論旨をまとめたものである

問題点 設計施工の一貫論(鹿島守之助) 設計施工分離論(日本建築家協会) 設監業務法第一条は「建築物の設計工 建築設 建築設計監理業務法の狙いは、現 計 監 理 事監理業を行なう着の登記ならびに登録 | 行の資格法である建築士法から業務 業 務 法│を実施し」とし、また第三条は「建築設│法を独立させ、設計監理業務を専業 案 全 般│計監理等を行なおうとするものは....こ│とする建築家の職能の純化を規定す についの法律の定めるところにより登録を受けることにある。 ての解しなければならない」と定め、いずれも同 設監業務法については 非営業 釈 法適用の対象を一般的かつ無条件に登録 建築家の建設業の兼業禁止 設計事 義務を課しており、特にそのことを設計 | 務所の開設は建築士に限る。 監理専業者のみに限定していない。さら│組織は中間法人とする。の四点を主 に第十三条は「第五条の規定による登記」張することにより職能の確立を重要 を受けないものは、建築設計監理業務を一施策として推進する。中間法人とは 行なうことができない」と無登録の業務なんらの営業的色彩のない、パート を一般的に乗じ、その違反については第一ナーシップの思想をもったもので、 五十四条で罰則を課している。さらに第 委任契約による業務提供をするもの 十七条で「設計監理業者は建設業をおこ」である。第十三条は無登録業の禁止 なってはならない」と規定していることであって、決して建築士法に基づく を総合的に解釈すれば、建設業者は建築一設監業務を一般的に禁止したもので 物の設計業務を行なうことができない結しはなく、また建設業者が建築の設計 果となり、建築設計業務は設計監理業者を行なうことを法的に禁止しようと の独占的特権と化す恐れがある。 する意図をもっものではない。 地方の中小業者は住宅をはじめ一般建 築物を自ら設計し、施工しているものが 全国では数万人に達している。この法案 により設計施工の分離化を立法化するこ とは、これらの既得権を侵害し、発注者 の契約自由の原則にもとり、他方建設業 者の営業の自由を制することになる。 設計施 設計施工の分雛方式は、現在から二世 設計施工一貫方式は建築産業の近

|工 の 分|紀前一に発生した制度であって近代的な|代化ではなく、建設工事費の割高で 離と一 制度ではない。とくに第二次大戦後の国 ある真の原因を隠蔽するものにすぎ 貫制と|土開発や技術革新の社会となってから|ない。注文生産である建築をなるべ に対す は、設計と施工とは一貫体制として全建 く妥当な価格で買うには、施工着に る見解 |設プロセスの直接責任制への要求が強大|競争させて買い求めるのが最もよい となった。1964年の英国のパウエル委 方法であるから、そのために自由で 員会は、公共事業においての設計施工の公正な立場にある職業人としての建 協調関係を改善し、設計の初段階から施|築家が必要とされているのである。 工者の参画が急務であると結論し、その「適正な工事費は競争できめられるべ 方法として 設計施工一貫制、 代案入 きものであるが、建設業者が設計を 札制、建築主、設計者、施工者の協力やる真の動機は特命工事の受注のた 組織をあげた。設計施工一貫体制によるしめである。 技術的フィードバックを繰り返すことに よってコストダウンがはかられ、建築生ではなく、代案入札制にも問題があ 産の生産性の向上に大きく寄与できるもる。 のである。工事の特命は良品廉価への信 用のシンボルである。発注者の請負者に〇パーセント以上が施工業者の営業 対する絶大な信用が、すべて工事特命のの手段として行なわれていることは、 基礎であって熾烈な競争を繰り返して、 その有能と誠実について信用を積み重ねしととなる。 た結果である。しかも工事特命と設計施 工とは直接のつながりのないものであ

設計施工請負の増大は世界的傾向

日本におげる全建築設計量の約三 |建築家の生活権がおびやかされるこ

設計と 関係)

商法は民法の特別法であって、本質的 設計監理業務は委任契約によって 施工の に法域を異にするというものではない。 提供されるものであり、本質的には 業 務 契|委任および講負はともに民法に規定され|民法の領域に属するものである。こ 約 方 式│ており、また委任および請負は一定の場│れに反して建設業者の行なう設計業 (委任 | 合では商法の適用をうける。したがって | 務は商行為であり、建設業者によっ と請負 委任だから民法上の行為であり、請負だ ても請負契約と見なされ、商法の適 及び商から商行為とたるものではない。特に建用をうけるので、その法域を異にし、 行為の|設請負契約はつねに民法の適用をうける|本法案から除外される。この場合利 のである。要するに全然無償ならいざし 潤を追求し営利を目的として行われ らず、いやしくも報酬をとる以上、すなることは請負案者の性格から当然の わち有償の委任である限り、請負との相一ことである。これに反し設計監理を 違は、実費をとるか、費用がいくらかか 特殊な経験、知識、才能を利用して ろうと定額であるかの差にすぎないといく統一的な事務処理をするところの、 うことは民法学上自明の理である。

らないというものではない。請負契約で一在建築設計事務所が、税金対策ある

委任によって行なわれる業務はそれ また設計業務は委任契約でなければな自体営利的要素はもたない。ただ現 式によるかは注文者の自由裁量に属してをとるところも多く、設監業務がこ いる。建設業者は設計業務を委任契約での企業形態との関連において請負業 行なうこともできるし、その場合は商行であるとの批判をうけているにすぎ 為となることはいうまでもない。委任に ない。企業形態はしているが建築家 ついて信頼が要素だとされているのは雇力が社会的に自由職業人である限り事 傭契約との比較である。この点では請負│務所は「職能事務所」であり建築事 もまた信頼が要素であり、委任だから協 | 務所はそのもつ建築的な職能によっ 議(特命)によるべきで、請負だから競争 て社会生活を営む職能組織であって 契約が建前であるというような論議は論 | 会社企業ではない。 理的に大きな誤りである。

業者の競争入札制を排しているものであるが、これは、信頼にもとづく委任 るが、設計監理業務はすべて随意契約を│契約の原則から当然のことで、請負 しなげればならないが、建設業者は随意 契約を本質とする建設業者が競争を 契約をしてはいけないとする論理は理解|建前とするのも、これまた当然のこ できない。

もできるのであり、そのいずれの契約方 いは社会保険対策上、外面会社形態

設監業務法は契約締結の方式を当 建築設監業務法第二十条は、設計監理 事者間の協議(特命)によるとしてい とであり、両者が契約の方法を異に するのは契約の性格の相違に起因す る自明の理であって論議の対象とは ならない。

建設業 の見解

建設業の設計部の登録は、現在の建築 の設計 士法第二十三条一項によって建築士事務 法において行なわれるものであるが、 業 務 に 所の登録を受けているものであって、建 設監業務法に基づき登録してくるこ ついて一設業法には設計業務に関する規定は存在しとは、歓迎するところである。 しない。

建設業設計部の設計業務は建設業

工事監 条)

建築士法第十八条は建築士が業務を執 理に対 付する場合の準縄を定めたものであり、 者は監理の立場に立てないと解釈で する見 第一項は建設業法第十八条に対応した訓 きる点がある。すなわちこれは建築 解(建|示規定であり、第二項は建築士が設計を|士が建築主の利益擁護の立場で責任 築 士 法 行なう場合は、法令または条例遵守義務 を果たす規定であり、その独立性が 第 十 八│があること、また第三項は建築士が工事│要請されるゆえんである。 したがっ 監理を行なう場合は、設計図書に不適当で単に建築士の善管義務を例示した の工事についての善管注意義務を具体的しとは理解に苦しむ。施工業者が自分 に例示したにすぎない。しかも同項は建 の施工した工事を自分で監理するこ 築主が建築士に工事監理を要託した場合とが、単に建築上の善管義務によっ における建築士の義務を規定するにとどって行なわれるなどとは、自家撞着も まるもので、設計は当然工事監理を伴わしまだしく、少なくとも第三者の監理

建築士法第十八条第三項は、施工 ねばならないとする見解は注文の曲解でして独立した立場が要求されるの

ある。	は必然のことであり、更には施工中
	まで延びる設計の延長として監理が
	行なわれることが建築主の利益を守
	る最善の方法であることも自明の理
	である。

(三浦忠夫著『目本の建築生産』彰国社より)

4 . 5 . 公取問題

公取問題の前史

日本建築家協会をはじめとする建築職能団体の報酬規程その他の規定が独占禁止法に抵触するかどうかという問題 - いわゆる<公取問題>の発生は、1972年(昭和47年)三月頃、公正取引委員会の調査が開始されたときだとされている。後に述べるように、プロフェッションに対する独占禁止法の適用は最近の世界的傾向であるが、わが国においては建築家が真っ先に槍玉にあげられたわけである。

公取問題発生の直接の契機となったのは、<八女事件>という建築界では目常茶飯事の疑似コンペ事件である。これは、八女市町村会館コンペの際に、指名 13 事務所が主催者の示した条件ではコンペ規準に適合しないと改善を要請し、改善されない場合には全事務所が応募しないと申し合わせていたにもかかわらず、家協会の会員である一事務所が申し合わせに違反し図面を提出したことから起こった。家協会は図面を提出した会員を戒告処分としたが、この会員は戒告処分を不当とし、家協会を相手に損害賠償請求訴訟を起こしたのである。事件そのものは四年にわたる審理の後に、両者の和解が成立し"円満解決"したのであるが、この<八女事件>が建築界に及ぼした影響はあまりにも大きかった。

事件の当事者である家協会会員が公取委に提訴したため、公取委はこの提訴に従って調査を開始した。さらに、この会員が友人の参議院議員に相談した時期に、国会ではちょうど独禁法の審議が行なわれていたため、1973年(昭和 48 牢)7月の参議院商工委員会において、この議員が<八女事件>を例に独禁法との関連を質問した。また、1975年(昭和 50年)3月の参議院予算委員会においても同様の質問をし、公取委員長より「建築士は事業者であると考える」との答弁を引き出した。この答弁がきっかけとなり、公取委の調査が本格化したのである。

こうして、<八女事件>は家協会の中の内紛という些細な事件から、全建築界を巻き込む 公取委の行政指導に発展した。

公取委は、まず家協会に対して 1975 年(昭和 50 年)7 月に報酬規程の排除、事業者団体の届出を文書で警告し、続いて全事連・士会連合会に対しても同趣旨を口頭で申し入れた。これは行政指導による自主的改善措置を求めたものであり、公取委は即勧告という措置をとらず、ネゴシエーションの途をひらいたものといえる。

家協会・全事連・士会連合会は、この公取委の行政指導には困惑したようである。ことに報酬規程の排除は承服しがたいものであった。本来、設計監理報酬が建築主との間の合意にもとづく自由なものであるとしても、実際問題として、建築について門外漢である建築主にとって,建築家の要求する報酬額が妥当なものかどうかという判断をする際の指標として、各団体の定める報酬規程が有効に機能してきたといえる。また、建築家と建築主の間に起こる報酬上のトラブルをめぐって、報酬規程が紛争の解決にしばしば役立ってきたこともいくつかの判例が示すとおりである。しかし、そうした報酬規程が"仲間うち"だけで制定されたものであり、行政や消費者のスクリーンを経ていないなど、公的にも社会的にも容認の手続きを経ないで使用していることに問題があるという公取委の指摘にも一理はあった。

そこで、1975 年(昭和 50 年)11 月、建築関係七団体(建築業協会・全事連・全日本建築 士会・学会・日本建築協会・家協会・士会連合会)は建設大臣に『建築士法第二十五条の 活用についての要望』を提出した。公取委の指導による報酬規程の廃棄をやむをえないとした上で、これによる設計監理業務の質的低下を防ぐため、建築士法第二十五条にもとづく業務報酬塞準の大臣勧告を求めたものである。

これを受けて建設省は、1976年(昭和 51年)5月、建築設計工事監理業務報酬調査委員会を発足させ、 業務報酬の実態調査、 業務内容の監理、 業務量の算定、 報酬の算定方式の検討、 適正な報酬額の算定にあたらせた。

同委員会では 1977 年(昭和 52 年)7 月、調査報告書をまとめた。建設省はこの報告書を もとに、発注者・学識経験者・建築家などの意見を聞いた上で、ついに一 1979 年(昭和 54 年)7 月、建築士法第二十五条にもとづく報酬基準の初めての大臣勧告を建設省告示とい う形で行なった。

告示は<実費報酬加算方式>によるもので、家協会などが定めていた報酬規定の<料率方式>とは基本的に考え方を異にするものであつた。しかし計算方式違っても、結果として出てくる報酬額、たとえば建設省単価(国が設計を委託する際の技術者人件費の単価)をもとに試算すると、かつての<料率方式>によるものときわめて近似したものが出てくる。すなわち、告示の内容は、公取委の行政指導による報酬規定の廃棄の代替措置として充分納得のいくものだったのである。

ここで再び公取問題に話を戻そう。建設省が建築士法第二十五条の発動へ向けて準備を始めた頃、家協会・・全事連・士会連合会はそれぞれ報酬規定を廃棄した。これは、一つには建築士法第二十五条にもとづく大臣勧告という代替措置がとられる見通しがついたからにほかならないが、もう一つには設計監理料のダンピングが横行し、報酬規程などが空文と化しているような実態があったからである。このように報酬規程の廃棄という点では、各団体は一致して公取委の指導に従うことになった。しかし、公取委の指導のもう一つの焦点である「事業者団体の届出」という点では各団体の足並みはそろわなかった。

まず、1975年(昭和50年)11月、全事連があっさりと事業者団体の届出を公取委に提出した。士会連合会では、建築士が独禁法上の事業者とみなされることに対する反発や、家協会の公取委に対する抵抗への支援感などから、事業者団体の届出をすることには反対の空気が根強かった。しかし、内閣の独立機関である公取委の見解には建設省が従わざるをえないことから、建築士界における無用の混乱を避けるため、1976年(昭和51年)3月、士会連合会と都道府県建築士会の事業者団体の届出を一括して提出した。

これに対し、家協会だけは頑強に事業者団体の届出を拒否した。

家協会の海老原一郎会長は、「報酬規程の廃止ならまだのむことができるが、事業者であるということは絶対に受け入れられない」とし、たとえ公取問題で負けても「事業者団体の届出はしない。むしろ、われわれは家協会を解散する方を選ぶ」と決意を明らかにした。

このように家協会が事業者団体の届出を拒否するのは、建築家の職能の確立をめざして 運動を続けてきたこの団体の長い歴史からすれば当然のことかもしれない。もし建築家が 事業者という烙印を押されることになれば、「建築家は営利を追求するものではなく、公 益に奉仕する職能である。だから建築家は建設業など営利追求を目的としたものと兼業で きない」というこれまでの主張が意味をなさなくなってしまうからである。

こうして、家協会は、建築界の中で孤立無援の状態にありながら、公取委と争うことに

なったのである。

公取勧告

1975 年(昭和 50 年)12 月 25 日、公取委は家協会に対して、報酬規程の排除、事業者 団体の届出などを骨子とする、次の七項日の勧告を行なった。

社団法人日本建築家協会は昭和 48 年 5 月 31 日に改訂した「建築家の業務及び報酬 規程」中「 業務報酬」、「 その他の業務」、「別表 1 建築類別表」、「別表 2 設計 監理報酬改訂料率表」および「料率図」の部分を削除すること。

同協会は昭和 32 年 2 月 3 日に定めた「建築設計競技基準」中「1 の (三会会員の参加制約)」および「 の (賞金と報酬)」の部分を破棄すること。

同協会は昭和 33 年 10 月 14 日に定めた「日本建築家協会憲章」中「報酬上の競争をしてはならない」および「建築設計競技に準拠しない設計競技に参加してはならない」との規定を削除すること。

同協会は遅滞なく独占禁止法第八条第二項の規定にもとづく届出をすること。

同協会は第一項から第三項までにもとづいてとった措置を正会員に周知徹底させる こと。

同協会は次の事項を需要者に周知徹底さぜること(勧告内容)。

同協会は前各項にもとづいてとった措置をすみやかに当委員会に報告すること。

公取勧告とは、警告などの行政指導よりも一段と強力な法的手続(独禁法第四十八条)であり、これを拒否すると審判が開かれることになる。

家協会は、1976 年(昭和 51 年)1 月 14 日,公取委に対して、勧告を応諾しない旨の回答を伝達した。その理由として提示された要点は次のようなものである。

業務報酬規程については、もしこれを排除し、他に代替の施策も存在しない状況に放置するならば、さなきだにまことに憂慮にたえない現状にあるわが国斯界の様相をいっそう混乱せしめ、現在以上に欠陥建築を続発させるおそれがあるので、これに対してはすでに建設大臣に建築士法第二十五条を直ちに発動して報酬の基準を定め勧告せられたい旨を要請している。

事業者団体の届出については、本協会に所属する多くの建築士事務所が会社組織であることを否認はしないが、わが国には職能組織に最もふさわしい法人と考えられるアメリカにおける、パートナーシップ等に該当するものが存在していないために、業務の発展に対応するために何らかの法人化の必要にせまられて、その結果会社組織をとるにいたったものであって、設計監理を業とする組織としてまったくそぐわないものであることを痛感している。その見地から公認会計士に対する監査法人めように、建築士に対する設監法人の成立を要望して、その前提たるべき建築家職能法の成立を目指して推進運動に挺身しており、その成立の上は本協会所属の会社組織の建築士事務所がことごとく設監法人に移行することは必定である。

本協会の会員の行なう業務は対価の多寡をもって市場で競争を行なうことによって 世を益するものとは到底考え難く、むしろ報酬の競争を制肘し、代わって業務の責 任、義務、公共性、倫理性につき厳しく規制して、その純粋な質の競争を招来せし めることが期待さるべきものである。 以上の理由により本協会の会員またはその主宰し、もしくは所属する設計監理組織、したがってまた本協会は独禁法の規制になじまず、職能法によってこそ規制されるべきものであると考えるものである。

建築設計競技基準については、本基準はユネスコから政府に対して勧告のあった、 国際建築・都市計画競技基準の精神に準拠して、本協会と社団法人日本建築学会お よび社団法人日本建築士会連合会の三団体の建築設計競技合同委員会により協定さ れたものである。その主旨とするところは設計競技を求める者が公募又は指名によ って多数の応募者から最も優れた設計案を得ようとするときに必要とするルールを 設定するとこそ に端を発するものである。

本協会が憲章によって会員が三会協定の建築設計競技基準によらない設計競技に参画してはならない旨を定めたのは、決して建築家自身の身勝手な要求ではなく、この基準が実際に尊重されることが、競技設計を求める側にも、また応ずる側にも相互信頼の上に立ってそれを行ない、また応ずることを容易にし、その結果、建築創造の自由な競争が社会文化の発展に寄与するところと思料したにほかならない。

この回答をうけた公取委は、家協会に対し、1976年(昭和 51年)3月 18日に審判を開始する旨の審判開始決定書を送付した。

こうして、いよいよ公取審判が開始されるわげであるが、公取勧告と家協会の勧告拒否は一般紙にも大きく報道され、世間の注目を集めた。従来、自由業・芸術的活動・プロスポーツ・教育事業などは、独禁法の適用が及ばないとされてきた領域である。しかし、近年これらの職業に従事する者の団体による競争制限的行為が頻繁に行なわれているところから、これら領域にも独禁法の適用を及ぼすべきであるという説が次第に有力になってきた。家協会の審判は、自由業に従事する者の事業者適格性という基本的問題が問われた最初のケースであっただけに、建築家だけでなく、医師・弁護士など他の自由業にも与える影響が大きく、その成り行きが世間の関心を集めたのである。

自由業と独占禁止法

独禁法は、原則的に、事業者および事業者団体の行為を規制するものであるが、その<事業者>とは「商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう」(第二条第一項)と規定されている。ここで<事業>とは、なんらかの経済的利益の供給に対応する経済的利益の反対給付を受ける行為を反覆・継統して行なうことであり、一回限りの経済取引と一方的な経済的利益の給付は原則として除かれる。そして、このような事業を行なう者が事業者である。ただし、ここで事業を行なう者とは事業を経営する者という意味であるから、この者の内部にあって事業に従事している者すなわち被傭者は原則として事業者ではない。

ところで、自由業に従事する者に独禁法が適用されるためには、この者が商工業「その他の事業を行う者」に該当するものでなければならないが、この点について学説は次の三つに分かれる。

消極説

「その他の事業を行う者」とは、商工金融業などと同種の経済的活動、すなわち鉱業・農林水産業・サービス業など、要するに「国民経済の発達」(第一条)に関係のある事業を行なう者であり、自由業に従事する者は、右のような企業的性格をもたないか

ら、独禁法第二条第一項の例示に準ずる事業を行なう者とはいえないし、これを外しても「国民経済の発達」という法目的に反するものではない。

積極説

事業者とは経済的利益をめぐる取引とされる行為を業とする者であり、その事業が「国民経済に関係のある事業」に限られるものではないから、自由業に従事する者もこの意味でその他の事業を行う者」に該当する。

折衷説

個々の自由業の実態および問題とたる行為との関連において、個別的・具体的に判断すべきである。

これらの諸説に対し、公取委は「独禁法の解釈と運用は公取委の権限であり、何びとの意見にも左右されない」とし、「社会のニーズに伴って運用が変わるのが独禁法の特色。 今までは自由業に対するニーズがなかった。現在はちがう。医師会をはじめとして、独禁法の精神である自由競争にいろんな形で弊害が出てきている」と、これから自由業にも手をつけていく方針を明らかにしている。

一口に自由業といっても、医師や弁護士、建築家、公認会計士などのいわゆるプロフェッションと呼ばれる職業から、作家、画家、作曲家、プロ野球選手、歌手……と、その対象はきわめて多い。公取委ではいまその適用範囲を検討しているところだが、当面は独占色の強いプロフェッションから順次適用してい<ことになろう。

こうした自由業への独禁法適用は世界的な動向である。アメリカがシャーマン法で医師や弁護士、建築家などの報酬上の協定を禁止する政策を取りはじめているほか、イギリスや西ドイツなどでも厳しい方針で臨んでいる。しかし、各国ともその適用基準はまちまちなため、OECD(経済協力開発機構)の下部組織である制限的商慣行専門家委員会で国際的た基準作りに乗り出すことをこのほど決定した。近い将来、加盟国政府に対し、新基準を示し、積極的な法適用を勧告する予定だという。同委員会と OECD の勧告を後ろ楯に、公取委がさらに自由業への法運用強化をはかることが十分予想される。

公取審判の経緯

家協会が公取勧告を拒否したことから、公取問題は審判という新たな段階に発展した。 公取審判は、1976年3月18日の第一回審判から1979年6月21日の第23回審判まで、3 年越しで争われた。その経緯は次のとおりである。

公取審判の経緯

<1976年>

- 3月18日 家協会、公取委第一回審判。
- 8月27日 同第2回審判。
- 1月25日 同第3回審判。
- 12月2日 同第四回審判。

<1977年>

- 2月28日 同第5回審判。
- 7月4日 同第6回審判。家協会側参考人、坂本俊男・松田平田坂本設計事務所代表が陳述。

- 8月7日 同第7回審判。同、伊藤鄭爾・工学院大学長が陳述。
- 1月11日 同第8回審判。同、横山不学・横山建築構造設計事務所代表が陳述。
- 1月28日 同第九回審判。同、羽田他所夫・羽田他所夫設計事務所代表が陳述。
- 11月14日 同第10回審判。同、小場晴夫・安藤建設副代表(建設省元営繕局長)が 陳述。
- 11月28日 同第11回審判。今後の審判手続を協議。
- 12月26日 同第12回審判。同、藤井正一郎・家協会専務理事および高橋靗一・第 一工房代表が陳述。

1978年>

- 2月8日 同第13回審判。同、石村善助・東京都立大学教授が陳述。
- 2月27日 同第14回審判。同、同。
- 4月17日 同第15回審判。公取側参考人、東貞三・建築業協会專務理事が陳述。
- 5月8日 同第16回審判。家協会側参考人、早川和男・神戸大学教授が陳述。
- 7月21日 同第17回審判。同、尾形典男・立教大学。
- 9月14日 同第18回審判。審判手鋳を協議。
- 11月23日 同第19回審判。海老原一郎・家協会会長が陳述。
- 11月28日 家協会、公取委あて「上申に関する件」を提出。
- 12 月 4 日 同第 20 回審判。同、坂本俊男・松田平田坂本設計事務所代表が陳述。 1979 年>
- 1月26日 同第21回審判。審判手続を協議。
- 3月31日 同第22回審判。公取委審查官最終意見陳述。
- 6月21日 同第23回審判。家協会最終意見陳述。
- 8月29日 野口哲人審判官の審決案(8月29日付)、被審人・家協会に送付。
- 9月19日 公取委審決。

公取審判における最大の争点は、建築家、つまり審判廷で用いられた専門用語でいえば、 建築士事務所の開設者は、いったい独禁法にいう事業者かどうか、またそのメンバーの集 まりである家協会は事業者団体かどうかという点にあった。

この点をめぐって、公取委と家協会の主張が対立したわけであるが、双方の議論はまったくかみ合わないままに進行した。

家協会は「家協会の構成員であるのは建築士法上の一般の建築士でもなければ、建築士事務所という法人やその開設者でもなく、プロフェッショナル・アーキテクトとしての『建築家』である」ことを主張し、このような者は「独占禁止法にいう『事業者』ではないのだから、これらの集まりは『事業者団体』でない」と主張した。

これに対し、公取委は「家協会の正会員のうち、個人で建築士事務所を開設している者 及び会社組織の建築士事務所の代表者たる地位にあって同事務所の利益のために行為を行 う者は、事業者あるいは事業者とみなされるものだ」という勧告以来の主張を繰り返した。

この2つの見解は、それぞれ建築家の異なる側面について述べたものである。すなわち、 建築家は、プロフェッショナル・アーキテクトとして依頼者の求めに応じその利益のため に設計等の知的業務を遂行する面(本来的業務)と、法人であると否とを問わず建設士事 務所という組織を設けてその維持をはかるという面(附随的業務)という2つの側面があ るうる。この二つの側面は、 プロフェッション>と<ビジネス>いう対立的な 2 つの言葉で表わしうるだろう。家協会はプロフェッションとしての建築家の側面を強調し、公取委は建築家をビジネスマンとしてしかみようとしないのだから、両者の論争がかみ合うわけがなかった。

審判が長期化するに及んで、家協会は公取委の意向を模索した結果、このまま論争を続けていたのでは満足のいく審決を得られそうもないと判断したようである。審決で建築家の事業者認定が下されたら、これまでの努力も水の泡になつてしまうし、将来の職能確立への道も閉ざされてしまう。家協会は、事業者認定回避するために、「事業者団体の届出」というただ一点を除いて、公取委の勧告に従うことになった。

1978年(昭和53年)11月、家協会は公取委に『上申に関する件』を提出した。この上申書の中で、家協会は、審決の出る前に自主的に独禁法違反の疑いを払拭するような措置をとることを申し出た。さらに、1979年(昭和54年)5月の通常総会において、次のような措置を講ずることを決定した。

報酬規程の廃止

競技基準の改正(報酬の算定基準および正会員に対する設計競技への参加の制限を規定している部分の改正)

憲章の廃止および倫理規程の改正

定款の改正(目的および事業について正会員の事業者としての共通の利益を増進することを規定している部分の削除)

公取審決

1979年(昭和54年)9月19日、公取委は「日本建築家協会による独占禁止法違反事件」 について次のとおり審決を行なった。

審決主文

本件審判開始決定に係る被審人の行為は、独占禁止法第8条第1項第4号の規定に 違反し、かつ、事業者団体の届出をしていなかった点は、同条第2項の規定に違反す るものであるが、現在では、既に被審人の右同条第1項第4号違反の行為はなくなってお り、また、被審人は、同法第2条第2項に規定する事業者団体に該当しなくなっていると 認められるので、被審人に対し、格別の措置を命じない。

これは法律用語で<違法宣言審決>といわれるものであり、審判開始決定時には違反事実があったが、審決開始決定後、そうした事実がなくなったと公取委が認定した場合に行なわれる審決である。

この審決を家協会はおおむね好意的に受けとめたようである。家協会は「職能団体としての筋を通しながら、しかも『事業者団体』ではないという認定を得た。これまで一貫して主張してきた建築家職能の社会における使命、及び建築設計監理業務の建築生産の中での役割等についての理解が何らかの形で公取委側に得られたからこそ、本会は事業者団体に該当しないとの緒論に達したものであると考える」との見解を発表した。

確かに、家協会がもっともおそれていた事業者認定は一応回避することができたわけだから、家協会がこの審決を事実上の勝訴と喜んだのも無理はない。建築ジャーナリズムも

家協会の努力がまずまずの成果を得たと評価した。しかし、一般紙の報道は、「建築家協会の事実上の敗訴」(『朝日新聞』9月 20日付朝刊)とし、自由業へ初めて独禁法を適用した意義の方を大きくとりあけていた。

家協会は、今回の審決をえるために、報酬規程の料率表や設計競技基準等における価格競争制限を失った。つまり、職能団体の重要な機能の1つである、経済的側面における団体による自主規制ができなくなったわけである。プロフェッションにとってもっとも大切な自治権が、公取委の介入によって大きくせばめられたことになる。このことは、わが国の建築家の将来の発展の方向を示唆するものと思われる。

西欧の公取問題

西欧においても、わが国の公取問題ときわめて類似した事件が 1970 年代に各国であいついでいる。前にも述べたように、国によって建築家のあり方もさまざまであり、また独占禁止政策の内容もそれぞれ異なるであろうし、わが国の公取問題と単純な比較はできないであろう。しかし、ほぼ同じ時期に同じような問題が各国で起こっているということは、何かそこに共通の背景があるものと考えられる。

ここでは、アメリカ、イギリス、西ドイツの公取問題の動向をみてみよう。

(1)アメリカ

1972 年、司法省が AIA(米国建築家筋会)に対してシャーマン法第一条に違反するとして、訴追を開始した。ここで AIA の競争制限行為は、その倫理綱領において、

報酬の多寡を基準として他の建築家との競争入札に応じること

非公認の建築設計競技に応募すること

自己の広告・宣伝を行なうこと

などを禁止したことである。この事業は、AIAがその会員に対して、建築設計監理業務に関す価格見積りの提出を制限するいかなる措置も採ることを禁止する同意審決が出されて同年中に結着をみている。

また、同じ年に、司法省は NSPE(全米技術者協会)に対しても、その倫理綱領において競争入札に応ずることの禁止が規定されていることをシヤーマン法違反として訴追した。この事件は 1978 年 4 月に最高裁の判決が下されて結着をみている。この事件で、NSPE は、もし技術者が互いに競争すると競争圧力によりその提供する業務が最低価格で提供されやすくなり、それは業務の質の低下をもたらし公衆の健康と安全と安寧とを危険にさらすことにたると"条理の原則"による主張をした。これに対し最高裁は、シヤーマン法は、究極的に競争が低価格をもたらすのみでなく、よりよい商品とサービスをもたらすという立法判断にもとづき制定されているものであり、もし危険な商品やサービスの提供者に対しシャーマン法の適用を排除するなら、それはこれらの者に市場の独占を許すことになり、この法律を廃止するに等しいことになると判示して"条理の原則"による主張を却けた。(2)イギリス

1973 年、RIBA(英国建築家協会)の定める報酬規定が独占及び合併委員会の調査に付託された。この報酬規程は、

建築家は、建築主にこの報酬規定を基準として契約するよう同意させねばならず、 無報酬もしくは報酬規程を下まわる報酬で就業してはならないこと 建築家は、無報酬もしくは報酬規定を下まわる報酬で他の建築家との設計競技に参加してはならないこと

を定めており、これは報酬の最低基準であり、また強制的性格を有するものである。独占および合併委員会は慎重な調査の結果、1977 年 11 月に報告書を提出し、この中で、強制的な報酬基準は公益に反しているので廃止されるべきこと、この廃止ののち強制的性格を有しない報酬決定の基準となるべき報酬基準が新たに合理的根拠にもとづいて決定されるべきことを勧告した。

(3)西ドイツ

1976 年 12 月に、ニーダーザクセン建築家会議所による競争制限禁止法違反事件について、連邦最高裁判所により判決が下されている。この事件において。建築家会議所(わが国の建築士会に相当する公法上の団体)は競争制限禁止法上の事業者団体であるかという点について、ニーダーザクセンカルテル庁の審決は、「建築家会議所は、競争制限禁止法第一条にいう事業者としての建築家の団体である。建築家会議所の公法上の団体としての性格はこのことと矛盾しない。基本的に、職能団体はその構成員に対して付与された高権的任務を遂行するのみでなく、その構成員の経済上の利益のために構成員相互間および第三者に対してその利益を貫徹することに尽力するものである。この後者の機能を果たすことにおいて、職能団体は私法の分野で活躍していることになるのであり、それゆえに競争制限禁止法に服することになるのである。」

と判示した。この立場は連邦最高裁判所において全面的な支持を受けた。この判決にともない従来の報酬規程 GOA(最高額を示し、職能規程でこれを強制していた)が廃止ざれ、新しい報酬規程 HOAI が法律によって定められた。これは、最高額と最低額をあわせ規定するものであり、建築家と建築主はこの価格帯の中で自由に合意することができるというものである。

以上、西欧の公取問題として、アメリカ、イギリス、西ドイツの3国の例をみてきたが、いずれもわが国の公取問題ときわめて類似していることに驚く。これらの一連の独占禁止政策の運用に関する最近の動きの中には二つの側面がみられるようである。一つは、自由な価格競争を促進することによって建築主の利益を保護するという面であり、もう一つは、価格競争を導入することにより、建築家の業務の効率化を促進させるという面である。いずれも、最終的には公共の利益の増進をめざすものといえよう。

建築家の職能団体と独占禁止法施行当局のいずれの考え方が、真に公共の利益に資するのか、早急な判断はできないが、いずれにせよ、建築家の職能としてのあり方の根本が、現在大きくゆらぎはじめていることは確かなようである。

5. 日本建築設計監理協会連合会の設立

1975 年(昭和 50 年)に前述のように全国事務所協会連合会を改組して社団法人全国建築士事務所協会連合会が設立された。後に名称を変更して、社団法人日本建築士事務所協会連合会(日事連)となった。

この年に家協会の姉妹団体として、日本建築設計監理協会連合会(設監連)を設立した。 又同年 12 月に公正取引委員会の勧告を受けた内容については、前述の通りである。この 年、各都道府県の設計監理協会の設立が続いた。昭和 53 年 11 月に遅蒔きながら愛知建築 設計監理協会も設立して、団体の職能運動の活発化に加わった。日事連では、日本建築士 事務所政経研究会を構成して、業法案制定に向けて運動を展開しつつあった。

設監連は専業団体の必要性の理論化、理念の普及活動を展開し、法人化も展開した。

又この頃、士法改正の運動を展開したが、団体間の意見の一致を見ずに、それぞれが士 法の改正をもくろんだが、強力な運動にはなりえなかったし、団体エゴを発表しただけに 終わった。

昭和 56 年 12 月設監連及び単位会設監協の法人化問題について、建設省住宅局上田建築 指導課長の 3 項目提案が行われ、事態は解決の方向へ向かったやに見えた。昭和 57 年 1 月になって、建設省住宅局松谷参事官は次の声明を行った。

「建設省といたしましては、日本建築士事務所協会連合会及び傘下の団体、並びに日本建築設計監理協会連合会及び傘下の団体が、同じ建築士事務所の団体として互いにその存在意義を認め、親睦を図るとともに、設計工事監理の業務のあり方等、共通の問題について、積極的に意見の交換を行うことにより、建築家の発展に寄与されることを期待しております。尚、日本建築設計監理協会連合会及び傘下の団体の公益法人化につきましては、差し支えないものと考えておりますことを申し添えます。」と発表したが、日事連はこれに対しても協力に反対したようですし、この声明が各都道府県へ伝達されたかどうか、反応はありませんでした。もっとも伝達されていたとしても、昨日までの態度を急に変えられない心情もわかる気がします。

また昭和 57 年 2 月 16 日建設省住宅局建築指導課課長補佐秋元徹氏より、都道府県建築 士主務課長殿あてに「建築士事務所の指導監督について」という書面を事務連絡として出 ていました。それによると前述の松谷参事官の声明に「両団体は将来大同合併の方向で努 力する」ほかの五項目を加え事務連絡を行った。

昭和 57 年 3 月 19 日第 96 国会の衆議院建設委員会で、名古屋選出の衆議院議員(故)横山利秋氏(社会党)が設監連及び都道府県単位設監協の法人化の問題について質問した。その関係部分の全文を掲載します。尚、横山議員との関係は、愛知設監協の当時の広報委員長(故)井上正一氏が横山議員と知己の関係にあって、井上氏がグチを言ったのがきっかけで、横山議員をわずらわすことになったと聞いています。横山議員も会員の井上氏も共に亡くなられ、あらためて哀悼の意を表したと存じます。

第96回国会衆議院建設委員会議事録第4号 昭和57年3月19日(金曜日) 午前十時開議 出席委員

委員長 村田敬次郎君

理事 稲村利幸君 理事 大塚雄司君 理事 住 栄作君 理事 竹中修一君 理事 木間 章君 理事 中村 茂君 理事 薮中吉彦君 理事 渡辺武三君 足立篤郎君 鴨田利太郎君 川崎二郎君 國場幸昌君 桜井 新君 田村良平君 登坂重次郎君 東家嘉幸君 小野信一君 小林 進君 前川 旦君 山花貞夫君 横山利秋君 伏木和雄君 林 保夫君 瀬崎博義君 中島武敏君

出席国務大臣

建設大臣 始関伊平君 国務大臣(国土庁長官)松野幸泰君

出席政府委員

防衛施設庁次長 多田欣二君 国土庁長官官房長 福島量一君 国土庁長官官房審議官 川俣芳郎君 国土庁土地局長 小笠原正男君 国土庁大都市圏整備局長 宮繁 護君 建設政務次官 村岡兼造君 建設大臣官房長 丸山良仁君 建設省計画局長 吉田公二君 建設省都市局長 加瀬正蔵君 建設省河川局長 川本正知君 建設省道路局長 渡辺修自君 建設省住宅局長 豊蔵 一君

委員外の出店看

人事院事務総局職員局審議官 網谷重男君 行政管理庁行政監察属監察官 橋元徹志君 法務省刑事局刑事課長 飛田清弘君 自治省行政局行政課長 中島忠能君 自治省行政局選挙部政治資金課長 横田英司君 会計検査院事務総局第三局審議官 小川和哉君 参考人(日本道路公団総裁) 高橋国一郎君 参考人(住宅・都市整備公団建事) 救仁郷斉君 参考人(住宅・都市整備公団理事) 中川友夫君

- 中略 -

横山委員 本当に、わからぬことがわかった。

それでは、これはまた保留にしまして、きょうは短い時間でたくさん質問しなければならぬものだから、次へ移ります。

昨年私が、建設大臣が斉藤さんのころに、「日本建築設計監理協会連合会が、中央、地方において組織の社団法人化申請をしているが、建設省事務当局が応諾しないのは不当であるから、改善方大臣から指示されたい。」こういう申し入れをしました。

理由

一、公序良俗に反しない限り、社団法人認可の実態をもっているなら役所が公益法人申

請を拒否する権限はない。

- 二、同一目的をもつ社団法人が二つあってはならないとの理由は現に建設省傘下の不動 産保証協会が二つあるから理由にならない。亦、右設監協は既存の社団法人と設立 目的を異にしている。
- 三、全国的組織となっていないから、との理由も、すべての社団法人が申請する際、全国的に組織されているのではない、既存の社団法人も同様であった。亦設監協は既に二十数府県設立され、永年運営されている。
- 四、既存の社団法人が設立された際 50/5/16 附で建設指導課長名で出された建設省住指 発第二八五号は、役所として社団法人の組織に介入したのみならず、これに加入し なければ建築士は仕事が受註できない - との宣伝材料に使用された。このような強 権的逸脱した行政は許されるべきではない。
- 五、現在東京始め各県に対し設監協の社団法人化について運動がなされているが、建設 省事務当局が否定的な方針をとり自治体を牽制しているのは不当である。
- 六、設監協が専業建築士のみをもって組織されるが故に兼業設計士を加入させないのは 許可できない理由の一つ - と云うが、専業だけで設立したい理由があるからであっ て拒否する理由とはならない。
- 七、既存の社団法人と設監協との協議を事務当局は力説するが、それは別な問題である。 それで問題が解決するなら六年間も法人化運動が行われることもなく、且全国各地 に設監協が着実に建営され発展することはない。

という申し入れをいたしましたところ、五57年2月16日、建設省住宅局建築指導課課長補佐秋元徹なる者が、都道府県建築士主務課長殿あてに、「建築士事務所の指導監督について」という書面を事務連絡として出したのであります。

これによりますと「次の事項について確認したところです。」「両団体は、将来大同合併の方向で努力する。」云々の五項目があって、「また、建設省としては、建築士事議所の団体が、互いにその存在意義を認め、建築士事務所の業務の適正化に関する調査等を通じて建築士事務所の資質の向上を図るとともに、設計、工事監理業務のあり方等共通の問題について積極的に意見交換を行うことは、建築行政上も極めて有意養であり、なお、日本建築設計監理協会建合会及びその傘下の団体の公益法人化については、さしつかえないものと考えている旨申し添えましたので、連絡します。」という通知を出したとのことであります。

このことは私も承知をし、説明を受けたわけでありますが、しかしこの際質問をしてお きたいと思います。

第一に、この秋元徹補佐の事務連絡文書は建設省の方針として承知してよろしいか。

豊蔵政府委員 お答えいたします。

ただいま先生からお話がありましたように、建築士事議所の団体といたしましては、社団法人の日本建築士事務所協会建合会という団体と、任意団体ではございますが日本建築設計監理協会建合会という団体があるわけでございます。

これらの団体につきまして、私どもは、建築士及び建築士事務所の今後の業務の発展、 運営の合理化等につきまして、かねてから指導してまいったところでこざいますが、ただ いまお語がありました両団体の問題につきましては、本年の 1 月 21 日に両団体の幹部の 方がお集まりになられまして、その際、両団体は将来大同合併の方向で努力する、二番目に、両団体は会員の奪い合いは厳に慎む、三番目に、日本建築設計監理協会連合会は会員以外の者に兼業禁止を強要しない、四番目に、他の団体を中傷するような文書の配付、言動は避ける。五番目に、両団体が設計、工事監理業務のあり方等について前向きで話し合える場を持つ、以上の五項目につきまして御相談をいただきまして、合意を得られたというふうに私ども確認しております。

これらの合意によりまして、既存の公益法人と類似の団体が併存し、同一地域での会員の争奪、事業種目及び事業区域の重複等を生じて、既存の公益法人の実施している公益事業の円滑な遂行に著しい支障を来すことのおそれはないというふうに考えられましたので、建設省といたしましては、目本建築設計監理協会連合会の公益法人化に、つきましては、差し支えないものと考えているということを申し添えたものでございまして、2月16日付の事議連絡は、これらの事実を都道府県の担当課長あてに連絡したものでこざいます。

横山委員 本来、設監協を中央地方にわたり法人化するか否かは、地方自治体の権限であります。国は指導でありますが、地方自治体の権限であります。三者会談の必要は、政治的に必要があったとしても、法人化を進めるための配慮であって、権限は県及び市等が当然持つものであり、また、建設省は当然その法人化の行政指導の責任を持っておるものであるから、日事連がいいとか悪いとかと言うたから、それによって方針を変えるべき問題ではない、こう思いますが、いかがでしよう。

豊蔵政府委員 公益注人の設立許可につきましては、先生御指摘のとおり、許可認可等臨時措置法、許可認可等臨時措置令及び権設省関係許可認可等臨時措置令施行規則によりまして、その目的とする事業が二以上の都道府県にわたりますものにありましては建設大臣の許可権限とし、その目的とする事業がおのおのの都道府県内にあるものにつきましては、当該都道府県知事に権限が委譲されておりまして、行政庁としてそれぞれ判断をさせていただくことになっております。

その際、公益法人の設立の許可等につきましては既存の公益法人と類似団体が併存し、同一地域での会員の争奪、事業種目及び事業区域の重複等を生じ、既存の公益法人の実施している公益事業の円滑な遂行に著しい支障を来すおそれのないことを、詐可する際の基準とさせていただいております。そういうような立場,から、建設省といたしましては、建築行政を目滑に推進するという観点で、建築関係の団体が協調し、建築に関する共通の問題について積極的に協力し、意見交換を行い、ともに建築界の発展に資することが望ましいと考えておりまして、これまでも両団体が話し合いの場を持つように指導してきておったものでございます。

横山委員 あなた、麗々しくなおをつけておるけれども、建設省がまずその先鞭をつけたのですよ、同じような問題で。この両団体は設立目的が違うと言っているけれども、設立目的が全く一緒なのが不動産保証協会であります。不動産保証協会が全宅連を中心にして設立された。ところがもう一つ、政治家のある人、言えばわかるでしょう。その人が、数百人で保証協会をつくれつくれと言うたときに、あなた方は何と言ったのですか。建設大臣もおらぬけれども、あなたの所管じゃないかもしらぬけれども、建設省は、同じ設立目的を持っているものを二つ許可したじゃないか。この両団体は設立目的が違うのですよ。

似通ったところもあるけれども、違うのだ。建設省みずからが同一目的を持った社団法人を二つつくっておいて、いまになってぬけぬけと何とか理屈をつけようというのは言語道断ですよ。あなたがお答えなさる筋合いかどうかわからぬけれども、建設省は反省しなければいかぬよ。その点を強く言っておきます。

それから、いま局長が言った問題のこの秋元文書によって、50年5月、285号の課長通知書面は、事実上行政指導効力を失ったと考えてよろしいのか。これと矛盾しますよ。50年5月のこの文書は、私が指摘したようにまことにけしからぬ。大体建設省が、唯一の全国的な公益法人としておまえのところはやれと言う。そしてこの文書によって、日事建に入ってないやつは仕事が県庁でもらえぬよという悪質な指導がされる。そういう悪質な指導をする根っこをつくったのがこの文書であります。それに対して反撃して、おれの方もつくるというのが五年間放置されておる。だから、この50年5月16日の285号は、事実上行取指導効力を失ったと考えてよろしいのか。

豊蔵政府委員 昭和 50 年 5 月 16 日付の、建設省住宅局建築指導課長から社団法人全国建築士事務所協会連合会の会長にあてまして出されたものを先生が御指摘になったかと思いますが、その文書の性格は同年の 5 月 1 日付で同連合会が公益法人として発足いたしますに際康しまして、建設省と同連合会が、設立後の会の運営につきまして協議した内容を確認するという趣旨で出されたものと承知しております。

同文書は、同連合会に対しまして、全国を単位とする組搬の公益法人としては初めてございましたので、その際、今後の運営に当たりまして自覚を促し、健全な運営を図るために、当時におきましてその状況を踏まえて作成されたものであると聞いております。したがいまして、法人認可につきましての一般的指導方針としての効力の問題ではないというふうに考えております。

公益法人の許可につきましては、あくまでも民法及び私どもの方の内部において定められておりますところの認可審査基準等によりまして、適切に対処したいと考えております。

横山委員 こんなとぼけたようなごまかしはいかぬ。秋元文書というか、あなたがさっき答えたように答えればいいのですよ。これは有効か無効か。50 年とことしのやつとは明らかに抵触するじゃないか。これは全国唯一だと言っているのです。今度は、法人化は差し支えないと言っておるのだ。その矛盾はどうするか、どららが優先するかと言っているのです。はっきり答えなさいよ。いいかげんなこと書うな

豊蔵政府委員 私が承知しておりますことでは、当時は、この建築士事務所協会連合会が法人として認可されまして、そのときには法人として一つしかなかったというようなことを踏まえて表現されたものであるというふうに聞いておりますし、そのことが私どもの行政庁としての許可の判断を左右するものではない。したがいまして、最初にお答え申し上げましたように、両団体が協調し、今後とも建築界の発展のために協力し合っていくというようなお話し合いがなされ、そういったものを前提として担当の補佐からそういったような文書を出しました。したがいまして、今後の基準に照らしまして適切であるものならば差し文えはないということで、現在考えておるところでございます。

横山委員 両団体に協調してもらいたいのは私も望むところだ。しかし、両団体が協調 しなければ認可しないという理屈は成り立ちませんぞ。いいですね。不動産保証協会だっ て両万がけんかしたのだ。けんかしたけれども両方認めたのだ。そのときに両方認めてお いて、今更けんかしたら認めないという理屈は成り立ちませんぞ。どうですか。もう一遍 はっきり言いなさいよ。

豊蔵政府委員 先ほどもお答え申し上げましたように、建設省の法人につきましての認可基準におきまして、類似の団体につきましてはお互いに協調し合っていくといったようなことがやはり必要であろうと考えているわけでございます。

いまのお話でいろいろな経緯があったように伺っておりますが、せんだっての両団体との会合におきまして五項目についての合意がなされ、これらが適切に運営されるならば、私どもも業界の発展のために結構なことであると考えておるわけでございまして、そういったようなことを背景といたしまして、担当の補佐から、差し支えないといったような旨のお話し合いの結果を踏まえた内容を事務連絡として出させていただいております。

横山委員 あなたの言葉じりはまだ濁っておるね。

この方針は四月に予定される関係都道府県開議で徹底するほか、地方自治体から照会の際に、建設省は差し支えないとは、書類が完備すれば法人化を認める方針を決定する、そういうふうに理解してよろしいのか。

豊蔵政府委員 先ほども申し上げましたように、両団体が五項目の合意をされました。 そういったようなことを踏まえまして、建設省としては差し支えないというふうに考えて おりますが、正式の申請がありました時点で、当該団体の設立目的、公益性、組織、事業 内容、資産状況及び既存法人との協調性等を十分検討した上で、判断いたしたいと考えて おるところでございます。

横山委員 もう一遍だめを押しますよ、いいですか、間違いなく答えてくださいよ。この法人化を認可するのは日事連でも設監協でもない、役所である。県であり、建設大臣である。それを両団体の協調云々に藉口して判断を違えるということは不届きである。あくまであなた方の責任の問題である。この点はどうなんですか。

豊蔵政府委員 先生御指摘のとおり、公益法人としての許可につさましては、先はども お答え申し上げました建設大臣なりあるいは都道府県知事の権限でございます。

横山委員 それがはっきりすればいいんだ。両団体が協調したら認可してやる、協調しなかったら認可してやらない、そういうことは、先ほどから何回も言っているように、不動産保証協会のときの大げんかをあなた知らぬはずはないだろう。大げんかをしてもなおかつ二つ認めたじゃないか。その点ははっきりここで申し上げておきますよ。

日事連が、この秋元文書が出た瞬間に設監協の法人化反対だということを声明しました。 これをどう思いますか。

豊蔵政府委員 私もその経緯とか具体的な趣旨につきましては承知しておりませんが、恐らく今後両会がそれぞれ協調していくということが必要であろうというようなところから五項目の合意がなされたことでもありますので、そういったような経緯の中での一つの御意見であろうかと思っております。

横山委員 冗談じゃないよ。あなたが先ほど言ったように、2月 11日か、あなたの方で両団体を集めて、そして五項目を言って、さて法人化を認めますよと建設省が言った。その二日か三日たってから法人化反対だ。まさにあなた方ばかにされているじゃないの。何のために五項目まとめたの。五項目が実践されておるかどうかまだわからないうちに法人化反対だと言わせておいて、あなた方は一体どう思っているの。あなた方はばかにされ

ているよ。よくもまあそれでのうのうとして五項目だ、やれ差し支えないと言っておれるね。一体どういうつもりなんだ。何のために集めたんだ、何のために五項目申し合わせたんだ。させておいて、すぐその口の裏から反対だと言われれば、五項目も粉砕だ、もう何にもならぬがね。そういう現実的な気持ちがあなたはちっとも出ておらぬじゃないか。それじゃ日事連がこの反対を撤回するとでも思っているの。なっとらぬよ。

豊蔵政府委員 それぞれの団体におきましての御意見でこざいますので、私の方がとやかく申し上げる筋ではないかと思いますが、せっかくの両団体での協議が、本当に今後実を上げていくということが大事なことであろうかと思います。いろいろこれからも、そのために私どもも努力してまいりたいと思います。そういったような御意見があることは承知しておりますが、それはそれといたしまして、適正な行政運営に努めるように私たちは指導してまいりたいと思っております。

横山委員 局長、みんなの前でえらいあなたに嫌みを言うようだけれども、もう一遍言 いますよ。

両団体を集めておいて、あなた方が真ん中へ座って、五項目いいですか、いいです、それなら設監協の法人化差し支えないと認めますよと言っておいて、みんなそこで了承して、帰って二、三日たったら反対だと、一体あなた方何をやっているの。それで秋元文書を出しておいて何の効力がある。あなた、全くばかにされているじゃないの。何のためにそれをのんべんだらりとやったんだ。そういうことについて毅然たる態度がなければだめですよ。役所は何をやっているんだ、給与をもらって。こんなことをやっているからばかにされる。業界癒着だとかなんとか言われるんだ。一遍決めたことは、一遍両団体に納得させたことは断固としてやらなければだめじゃないの。あなたの答弁、口が濁っているわ。あっちへ配慮したりこうちへ配慮したり。あれで決めたんだからそのとおりにやりますとなぜそれを言えぬ。あなたは、けんかしようがしまいが役所の責任でやりますとなぜ言えぬ。なうとらぬぞ。どうなんだ。

豊蔵政府委員 私どもの方針につきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。それぞれの団体がいろいろな御意見があるといたしましても、それはそれ、両団体がそれぞれ私たちが考えておりますように協調し合いまして、その五項目というものが適切に運用される、そういうことが単なる取り決めではおくて、現実に具体の運用の中で実現することを期待しております。

横山委員 白々しいよ、あなた。私は、日事連が、秋元文書が出て数日過ぎて反対だと言わなければこうも大きな声でしないですよ。あなた寝首かかれているわ。ばかにされているわ。ようそんなばかにされて、いまのような答弁をぬけぬけと言えるものだと思う。あなた怒らなければいかぬよ、何のために集まった、何のために会合やったと。それで合意をしておいて、舌の恨も乾かぬうちに反対だとは何事だと、あなた怒らなければうそじゃないの。その私の気持ちわかるかね。

私は、別に、日事連に怒っているのじゃないよ。問題の処理のあなた方の態度に怒っているんだよ。なまくらな、あっちの顔見たりこっらの顔見たりして、自分のやるべき責任のある仕事をあっらに藉口したりこっちに片づけたり、情勢によってはまたふらふらしたり、50 年 5 月のこの文書もけしからぬが、今度の秋元文書も私はけしからぬと思っているんだ。こんな書き方ってあるかね。これもみんなごまかしの書き方なんだ。そういうと

ころがけしからぬとあなたに怒っているんだよ。ばかにされて、平然として同じことを言っているあなたをけしからぬと言っているんだよ。わかっているかね。

豊蔵政府委員 先日の事務連絡の文書につきましては、私はそれなりに、その時点におきましての建設省の、経緯を踏まえました考え方を示したものとして適切であろうかと考えております。

問題は、今後、いま申し上げましたように、両団体が過去の経緯にとらわれないで業界の発展のために協力し合っていくことが望ましいと考えております。しかしながら、行政庁の判断は判断でございます。いろいろな御意見があることはあっても、それはそれとして、今後適正な運営を図るように努めてまいりたいと忠っております。

横山委員 余り言うのも若干気の毒なので、これでとどめておきますが、私はお手並み 拝見ですよ。私は執念深いからそのつもりでおってちょうだいよ。これからのお手並みを 拝見しますよ。

一後略一

昭和 58 年 6 月 10 日東京建築設計監理協会の社団法人設立総会が開催され、社団法人東京建築設計監理協会が誕生いたしました。徐々に他の道府県にも及ぶはずであったが、それぞれの府県の担当官のガードは堅く思うように進展しなかった。今にして思えば、何か仕掛けがあったように思います。

6.新日本建築家協会の設立とその経過

1985 年(昭和 60 年)日本建築設計監理協会連合会は創立 10 周年記念京都大会において、建築設計界に向けて、提言を発表し、以来 6 ヶ月をかけて専業団体の総結集運動のトータルビジョンを作成した。(別項参照)1986 年 3 月この運動を展開するよう下記 3 団体に申し入れを行った。

(社法)日本建築士会連合会 太田和夫 会長

(社法)日本建築士事務所協会連合会 塚本猛次 会長

(社法)日本建築家協会 圓堂政嘉 会長

決議・建築設計界編成に向けて

前文

主題の運動は、設監連「提言」に基づき、広く建築設計界に呼び掛け、より高い次元での論議を前提として、推進されなければならない。

新しい時代の要請に応え、社会に対する自己の責任を明確にし、それを果たすために建築設計界の秩序と体制を建て直し、建築家職能の確立を自らの手で行おうとすることがこの運動の基本であり、同時に専業者と専業者以外の二つの団体が共存をはかることが大前提である。

以下は、専業者の団体の在り方について、その考え方をもとめたものであり、広く斯界のコンセンサスが得られる事を念願するものである。

1.会員

- (1) 建築士法によって登録された専業建築士事務所と、それを構成する一体化された 建築士
- (2) 広く設計監理業務に深く係る分野の建築士と、同専門分野の資格者等、例えば、 官公庁内建築士、専業基盤に立っ企業内建築士、教育分野の建築士...

設計監理業務は、近来著しくその技術が総合化・高度化し、業務の対象も個から面的に拡がり、建築士が担う業務の範囲やその責任分野も、もはや個人の限界を越えようとしている。

従って、組織としての事務所は、建築士の職能を支える後ろ楯としての永続性と「暇疵」 に対する担保責任を果たすべき使命を持ち、職能単位の一部とみなさなければならない。

2. 団体

新団体は専業者による全国唯一の団体であり、共通の行動理念に基づき、専業の倫理が 守られるものは事務所規模の大小を問わず、既存の団体に加入している者も、いづれの団 体にも加入していない者にも広く門戸が開放される。

この団体は、憲章と倫理規程・業務基準を持ち、自主自己規制が出来、且つ教育、研究 機関を備えた自律団体をめざす。

3.運 営

新団体は全国単一の団体で、都道府県単位に支部が設置される。

全国を数ブロックに分け、ブロック協議会をもつ。

中央に本部が置かれ、理事会によって運営される。

理事は、各ブロックから選出される。

会費は、支部単位に徴収され、その一部が本部に納入される。

設計・監理の業務は、本来その地域に根ざしたものであり、環境形成にも深く関与し、 地域社会や行政と密接で良好な関係を保持すべきものであり、従って、支部は行政単位毎 に設けられるべきものである。

近接した支部相互間の共通の問題の処理や情報交換の為には、ブロック協議会を必要とする。

本部と支部は、意志の伝達、情報の交流が活発に行われ、ホロン理念による個と全体の有機的協調関係によって、統合された全体として、団体は運営されるべきである。

4. 会員規模

新団体の発足時の会員総数は、15、000~25、000と考える。

量的拡大は、質の転換を促さずにはおかない。出来る限り、ゆるやかな資格認定により、 多数の会員を得て、社会に開かれた団体、若い創造的エネルギーに満ちた專業建築士の一 大集団を目指す。

5.新団体のビジョン

会員は、相互研鑽をつみ、実績を重ね、早期に、より高い質の自立、自主機能を有する 団体に成長発展をとげなければならない。

日本を代表する顔として、国際社会に活躍し、国家の関連諸施策立案にも発言力を持ち 得る良識集団として活動の場を拡げる。

このように団体が整備され、社会公共から職能の認知を得られ、業務等に関する法制の擁護も得られるならば、近い将来には行政も直接指導から間接指導に転換されるであろう。

2年後に迫った士法改正に向けて、この運動に、もはや躊躇することは許されない。

本日、設監連・総会に参集した我々は、21 世紀に向けて展望を託せるこの「再編成運動」に、提言者として、不退転の決意を持ち、呼び掛けた建築設計界と協調しつつ、全会 一致して取り組むことを決議する。

1986年6月26日 日本建築設計監理協会連合会・総会

一方、1986 年建設省では建築審議会(第2次)が再開されたが、主な議題として、建築 士法の第一次改正で積み残された問題が審議されるはずであった。

それは現在の建築生産と建築設計・工事監理に携わる者の資格、業務、責任のあり方を 基本的に検討した上で、主として以下の3点が課題となっている。

- 1)建築士の能力、建築工事の実態に鑑み、今後とも建築確認、検査の合理化の推進
- 2)建築設計・工事監理業務の高度化、専門分化に対応した専門資格者の創設
- 3)建築事務所の開設要件、同事務所にかかる団体の法制化
- 以上について四団体の意見を求めた。建築四会はこれを受けて以下の対応を行っている。

日本建築士会連合会

建築士事務所の登録に際しては、開設者の要件として「建築士に限ること」

日本建築事務所協会連合会

自団体の法制化と「業法確立」への積極的展開

日本建築家協会

建築士事務所登録に際しては、専業とそれ以外とに分離するよう法の整備と行政の転換を求める。

日本建築設計監理協会連合会

「提言」を発表し、業務法を目指す士法改正の受け皿としての専業団体への総結集の呼 びかけ

以上の如く各会は、ぞれぞれの意向を表明しているものの、残念ながらそこには連帯感が 薄く、現状は互いの自己主張と牽制の域を出なかった。

・新団体に向けての動き

主として設監連の会報より抜粋してみると

昭和60年12月号では、

「提言」の真意を理解して、新組織を

(社法)山形県設計監理協会 会長 本間利雄

昭和61年7月号では、

今なぜ新団体か、設監連提言に基づく専業者団体への結集運動について の特集記事

昭和61年9月号になると、

つくるものの組織を改めて考え直そう 高橋靗一(東京) よい建築をつくるための組織が必要 内井正蔵(東京) 団体の活動もそれぞれ地道な活動も 長谷川正雄(東京) 既存団体がどうなるかといふ発想ではなく 市川皓一(東京) 新団体問題についてもっと討議を 大塚一三(愛知)

このほかの記事も見られますが、昭和 61 年 11 月になると記事が少なくなり、昭和 62 年の 1 月号にまとめて報告しますとあり、他団体或いは関係機関などと話し合い続行中であるとの印象を受けた。

1月号になると「今春発足を目指す新団体」の表題で新団体の発足の近づいたことを公表した。そして宮原顧問弁護士のレクチャーの概要、最新の「定款案」も掲載された。

他団体との話し合いは詳細は不明ながら、日本建築設計監理協会連合会と社団法人日本 建築家協会の二団体は新団体に向けて、更に積極的に動き出した。

家協会の会長園堂政嘉氏の任期が昭和 61 年 3 月で満了となり、丹下健三氏が4月から会長に就任。丹下氏の積極的な動きにより、更に具体的になって、設立代表者丹下健三会長他設立理事 3 0 名、設立時の会員数 6750 名をもって、昭和 62 年 5 月 11 日赤坂プリンスホテルにおいて設立総会が開催された。

従って旧日本建築家協会と日本建築設計監理協会連合会及び都道府県のそれぞれの建築 設計監理協会は解散して、新日本建築家協会に結集された。 結果は専業者が両団体に加盟している人も含め、数字はあげにくいが、地域によっては70%、この地域のように少ないところもありますので一概に言えませんが、専業団体の礎は築かれたと思います。

しかし、新日本建築協会と日本建築士事務所協会連合会は、併存してそれぞれ活躍しています。建設省の肝いりでつくられた日事連です、今後はどうでしょうか。それぞれの分野を確立できることを期待しましょう。

むすび

これからの職能問題は、どう展開するのか、時代も変わりつつあります。 2 1 世紀に向けて、どう考えているのか、私たちの年代のものが一生をかけて実現しなかった建築家職能法に光が当たることを期待しつつこの稿を終えます。

尚最後にその職能法案即ち「建築設計監理業務法の立法趣旨・並びに要点」をそのまま 再録します。

- 7.「建築設計監理業務法の立法趣旨・並びに要点」
- 一、建築設計監理業務法(職能法)制定の主旨

建築は、その国、その時代における文化の実体であり、かつ、人間生活の原点となるものです。

従って、建築を文化として保護育成し、発展させていくような法制、制度が国には 基本的に必要です。残念ながらわが国には、そのような法律は未整備であるため、こ のように建築を文化と生活の原点としてとらえ、それを社会的機能として位置づける 意味での職能法としての建築設計監理業務法が必要です。

現行の建築士法は、資格法であり、一級あるいは二級の免許がその職域のいかんを問わず国家試験合格者すべてに与えられてきました。そして現状では、士法立法の当初の趣旨からいって本来的な、設計監理業務を行っている者は建築士有資格者総体の約四分の一です。その他は、建設業の設計部や現場、大学を含めた官公庁、会社営繕、建築材料製造・販売業等、多岐の分野に分散しているのが実情であります。建築設計監理業務法は、これら建築士のうち建築設計監理を専業に行っている建築士業務について、これを規正し、その公正な業務活動を確保し、もって建築物の質の向上と、公共の福祉に寄与することを目的としています。

建築は、また単に建主の依頼に基く、個としての存在に止らず、周囲の生活環境や、 地域文化の創造にもつながるという、公共性を有するものであるため、建築設計監理 業務は、分業社会を構成する機能単位であるばかりでなく、建築物が民主主義社会の 中にあって、公正に取扱はれるような、社会監査システムとして独立する機能をも有 するものであります。

従って建築設計監理者は、経済の機構や、権力の構造からは、常に一定の距離を保 つ第三者性をもっことこそ肝要であり、それをプロフェッションとしての法的位置を 確立させる必要があります。

職能法としての建築設計監理業務法の早急の制定を提唱するのもそのためであります。

二、建築設計監理業務法は職能法であり、営業法ではありません

前参議院議員田中一氏によって、かつて提案された業法は、営業法であり、建設業法と同質のものであります。またそれは頭脳労働を「入札」行為によって取引しようとする発想につながるものであります。

営業法が「物」の法律であるのに反し、業務法は「人」と「物」のかかわり合いを 内容とした職能法であります。

業務法が如何なる機能を狙っているか、その機能とはどういうものか、それを取扱う人間社会はどんな情況にあるか、建築設計監理者をとりまく諸々の現象から出発して歴史の流れの中で正しく建築設計監理者を処理すべきであります。

従って、今日の建築界の情況そのものが法にとって不変不動のものと錯覚したり、 又認識してはならないし、広い範囲の社会現象を問うていく必要があります。

「一番遅れている学問は人間自身についての学問である」とはよく言われることでありますが、建築界においてもこの一番立ち遅れている人間の問題と組織の問題を通して建築設計監理者の業務のあり方を求めようとするものであります。

三、業務法案の支柱となる四本の人的柱

第三者監理

設計監理は、建築主と工事施工者の間に立って行われる独立性の強い業務であります。これは決して工事施工者に対する不信といった問題からではなく、監理の客観性から判断すべきことがらであります。

従って、自ら施工している施工業者は、この意味での監理業務は出来ないはずです。 開設者は建築士であること

現行の建築士事務所の開設者は、素人であっても管理建築士をおけば業務が行えます。このことは建築士事務所の経営面からの圧力が建築士にかかり、建築士の業務執行を歪曲する原因ともなり、営利法人によって建築士事務所が経営される場合は、更に深刻な事態が発生し、建築士の地位、職能を自滅させる誘引ともなります。

従って、建築士の身分を守る上からも、これら対策を考える必要があります。

法案は、この抜本対策として、専門的職業責任(従事責任)と経営者責任の一体化を 図ったのです。即ち、経営資格は従事資格ある個人に限られるとしたわけです。

従って、経営資格は、建築士の身上に専属するものであるとの見解であります。 兼業禁止

建築設計監理者は、建設業法による建設業を行ってはならない。また建設業及び建築材料の製造並に販売業の役員若しくは使用人となってはならないと規定していますが、これがいわゆる兼業の禁止規定であります。兼業を禁止したのは、建築設計監理者という自由職業人が、その職能上広く一般社会の不特定多数の人々に対して責任をもつものであり、従って、これら兼業から生ずる不信感が本来の建築設計監理業務の信頼を損うような業務組織で形成されるべきでないという考えからであります。つまり兼業の禁止は、建築設計監理者としての自律性、中立性、独立性からくる当然の姿であって、建設業並に材料業の営業を排除するとか誹誇する主旨ではありません。

各産業分野にわいて商業主義的傾向が顕著になってきているとき、建築設計監理者のもつ公共性が次の二つの側面から強く要請されています。即ち、一つは建築主の利益を客観的な第三者の立場から擁護することであり、他は人間環境の良好を保持することであります。そして、この商業主義的傾向の中にあってそれら公共性を可能な限り守っていくために、建築設計監理者は自らを自申独立の立場に立って律していかねばならないとしているわけです。

設監法人

建築設計監理象務は、建築規模の拡大に伴ってその形態を強化するため、資本力を有する会社形態も考慮されるのですが、その業務は、元来本人的業務が基本であり、急速に資本的要件を充すことは むしろ建築設計監理者の独立的資質を犯すことになります。従って、建築設計監理の組織を考えると き、建築士相互の契約関係を中心にしての結合を考えるべきで、自由契約的協同事業形態をとること が最適と思われます。

従って、適格者同志の相互信頼と相互責任のもとに協同組織体が造られることになりますが、建築設計監理者の個性をこの組織の中に生かすため、組織の人間化が考慮され、かつ組織化と創造の調和を図らなければならないと言えます。それには現在株

式会社組織のように、会社内部の建築士の設計行為を給料で買収し、これを外に向って売却するような商行為を行う会社組織が営業主体として行う設監業を基本的に否定し、新しく建築士の協同組織体を設け、これに法人格を与えて個人と同様に業 務主体として組織活動を行えるように特別法人を造ることが理想であります。

この考え方は、英・米のパートナーシップ法が基礎となる思想でありますが"パートナーシップ法が我国でそのまま定着することはできにくい事情もあって、現行の民法上法人格取得について一応未決の問題として棚上げしました。そして、民法、組合の規定を基盤とし、商法合名会社の規定を準用し、又活用して、建築設計監理業務法上の特別法人として位置付けをし、同時に営利にも非営利にも、又公益にも私益にも偏しない中性法人とすることにしたのです。

そして、現行株式会社等営利法人の建築事務所を設監法人に移行するについて、附 則を設け、組織変更によって何ら犠性を払うことなく設監法人へ転身することができ るような処置を図った次第です。

> 建築設計監理業務法制定合同推進本部 日本建築家協会 日本建築設計監理協会連合会 東京都渋谷区神宮前二丁目三番十六号

参考文献

- ・日本建築学会編近代日本建築学発達史 の中から総説 日本における建築家の職能
- ・山本正紀 「建築家の職能」
- ・村松貞次郎 「草創の人びと」 日本建築家協会草創70周年記念号
- ・日本建築設計監理協会 会報 「設計監理」
- ·日本建築家協会 会報
- ・新日本建築家協会 会報

著者略歴(主に団体活動)

- ・大正 12年(1923) 高槻市で生まれる(本籍:山形県)
- ・昭和 24 年(1949) 3 月 名古屋専門学校卒業 卒業と同時に先代死亡により事務所を継承
- ・昭和24年(1949) 名古屋建築設計士会 入会
- ・昭和 26 年(1951) 愛知建築士会設立に参加 建築設計士会は解散 建築士会理事を延べ20年、常務理事を2年間務める
- ・昭和 29 年(1954) 推薦を得て、日本建築家協会 入会 建築家協会本部の主な役職 職能委員、定款改正委員、企画委員、会員委員 その他大会員など歴任(支部役職は省略) 理事 2 年、理事支部長を 2 年(昭和 51.52 年)
- ・昭和 53 年(1978) 愛知建築設計監理協会設立に参加 副会長4年 その他
- ・昭和 61 年(1986) 発病のためすべての役職を辞めた